

令和8年度
新エネルギー推進に係る技術開発支援事業
【事業理解のためのガイド】

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)
「新エネルギー推進に係る技術開発支援事業」運営事務局

<問い合わせ先>

新エネルギー推進に係る技術開発支援事業運営事務局

Mail:tokyo_new_energy@tohmatu.co.jp

※ 平日 9:00～17:00 の時間以外にお問い合わせいただいた場合、返信に時間を要する場合があります。あらかじめご了承ください。

(本事業は、東京都環境公社の委託に基づき合同会社デロイト トーマツが運営を担っています)

エネルギーから東京の未来を変える

目次

第1章 はじめに	1
第2章 本事業の目的	2
第3章 基本原則(社会的投資という位置づけについて)	3
第4章 申請前に知っておくべき全体像	5
第5章 プレインタビュー(応募前面談)の活用について	7
第6章 申請要件と共同企業体の考え方	9
第7章 事業計画の作り方(審査項目の読み解き)	11
第8章 助成対象経費の考え方(概要編)	15
第9章 申請手続と提出書類	17
第10章 審査の進み方と採択	19
第11章 採択後を見据えて知っておくべきこと	20
第12章 よくある質問(FAQ)	22

第1章 はじめに

本書は、「新エネルギー推進に係る技術開発支援事業」(以下「本事業」という。)への申請を検討される皆さまに向けて、本事業の目的や考え方、支援対象として想定する取組の方向性及び申請にあたっての基本的な視点を整理したものです。

本事業には、東京都の定める実施要綱のほか、当法人の定める交付要綱等、複数の関係文書が存在します。そのうち、本書は、これらの上位文書に基づき、申請者の皆さまが本事業の趣旨や制度の考え方を理解し、事業構想の検討や申請準備を進めるための案内資料として位置づけるものです。

本書では、実施要綱及び交付要綱等に定められた制度上の要件を前提としつつ、

- ・ 本事業がどのような課題認識や考え方のもとで設計されているのか
- ・ 本事業では申請から事業の終了までを、どのようなプロセスとして捉えているのか
- ・ 社会実装を見据えた取組として、どのような視点で事業構想や実施計画を整理すべきか

といった点について、申請者の理解を助ける観点から補足的な説明を行っています。

本事業は、新たなエネルギー技術やサービスの社会実装を見据えた中長期的な取組を対象としています。そのため、申請にあたっては、単に制度上の要件を満たすことにとどまらず、本事業が目指す方向性や支援の考え方を十分に理解した上で、自らの事業構想や社会実装までの道筋を整理していただくことを期待しています。

本書が、申請者の皆さまにとって、本事業との適合性を確認するとともに、自らの取組の意義や社会実装に向けた道筋を整理するための一助となれば幸いです。

【留意事項】

本書は、本事業の趣旨や考え方等について理解を深めていただくための参考資料です。制度上の正式な取扱いや解釈については、実施要綱、交付要綱及び交付決定後に示される関係文書が優先されます。本書とこれらの文書の内容に差異がある場合には、当該関係文書の定めに従うものとします。

第2章 本事業の目的

東京都は、2050 年に向けて、「東京 もっとよくなる」をキーワードに、すべての人が輝き、一人ひとりが幸せを実感できる「成長」と「成熟」が両立した世界で一番の都市・東京の実現を目指し、行政のみならず、都民や企業・団体等の多様な主体との共感と協働により、さまざまな取組を進めています。

本事業は、そうした取組の一つである「ゼロエミッション東京」の実現に向け、東京で活動する複数の企業からなるグループが行う取組を支援するものです。東京の脱炭素化を推進するとともに、東京の産業振興と将来の経済成長の礎となる、安定的で経済合理性のあるエネルギーシステムのより一層の確立に寄与することを目的としています。

本事業が対象とする「新エネルギー」とは、一般に想起されがちな再生可能エネルギーや電動モビリティといった特定の技術領域のみに限定されるものではありません。

本事業では、そうした個別のエネルギー技術の技術開発、実証及び事業化に向けた取組に加え、それらを社会に普及・定着させる前提となるエネルギー供給基盤、既存インフラの維持・高度化、運用や需給調整の仕組みまでを含めたエネルギーシステム全体を対象としています。

例えば、次世代蓄電池や水素、合成燃料等の新たなエネルギー技術を将来的に社会へ普及・定着させるためには、技術そのものの開発だけでなく、それを支える供給網やエネルギーインフラ、運用システムが十分に整備されていることが不可欠です。また、電力需要の増加や国際情勢の変化に伴い、エネルギーの安定供給や供給源の多様化の重要性が改めて認識される中、既存インフラの維持・高度化やエネルギー利用の効率化も重要な課題となっています。

本事業では、こうした状況を踏まえ、新たなエネルギー技術やサービスの創出、実証及び事業化を促進する取組に加え、既存のエネルギーインフラやシステムの高度化を通じて、将来にわたるエネルギーシステムの高度化に資する取組を支援対象としています。すなわち、本事業は、脱炭素化の推進に加え、エネルギーの安定供給、供給源の多様化及び産業競争力の強化を実現するため、社会実装を見据えた技術開発、実証、事業化等の取組を一体的に支援するものです。

第3章 基本原則(社会的投資という位置づけについて)

本事業は、公的資金を原資とした助成事業である一方で、単に資金を助成すること自体を目的とするものではありません。

本事業では、公的資金を投入することにより、将来的な社会的便益の創出を目指す「社会的投資」の考え方を採用しています。個々の助成事業は、将来的に社会に対してより大きな便益をもたらすための取組として位置づけられています。

ここでいう便益とは、必ずしも金銭的な回収や、事業者から東京都への直接的な収入を意味するものではありません。技術や事業が社会に実装されることで、エネルギー供給の安定性が高まる、経済合理性が向上する、新たな産業や雇用が生まれる、都内企業の競争力強化や新たな市場の形成につながるなど、社会全体に広く還元される価値も含めて捉えています。

本事業は、短期的な成果のみを評価するものではなく、中長期的な社会的・経済的価値の創出を重視するものです。そのため本事業では、助成期間中の取組だけでなく、社会実装計画期間(助成期間と報告期間を合わせた期間を指し、最長で10年)を通じて、事業の成果がどのような形で社会に定着し、どのような価値を生み出し得るのかという視点を重視しています。申請にあたっては、事業の成果が中長期的に社会へどのように波及していく可能性があるのかについても、現時点での考え方を整理していただく必要があります。

また、本事業が社会的投資という位置づけを取るにあたり、以下の考え方を採用しています。

1. 成果最大化の考え方

本事業では、交付決定時の計画に基づき、当初の事業目的及び事業目標の達成を基本としています。

他方で、新エネルギー分野を含むエネルギー関連の取組は、技術的、制度的、市場的な不確実性を伴うことが多く、事業を進める中で新たな知見・展開が得られたり、事業環境が変化したりすることがあると認識しております。

当初計画は事業実施の重要な出発点ですが、それ自体を目的とするものではありません。そのため、当初計画をベースとしつつ、事業目的及び事業目標の達成に向けてより適切な技術や手法を選択し、必要な改善を図ることにより、当初想定した成果の実現に加え、さらなる成果の最大化を目指すことが重要です。

申請にあたっては、最終的に目指す姿を示すことはもちろんのこと、どのような仮説に基づき、どのような価値を生み出そうとしているのか、そして、状況に応じてどのように成果を高めていこうと考えているのかが分かるよう、整理してください。

2. 社会実装計画期間の考え方

本事業では、助成期間だけでなく、その後の展開も含めた時間軸として社会実装計画期間を設定しています。新エネルギー分野を含むエネルギー関連の取組は、技術開発や実証が一定の成果を上げたとしても、それが直ちに社会に定着し、安定的に運用されるとは限りません。制度や市場環境の調整、供給体制の整備、利用者による受容など、社会実装に至るまでには、技術面以外の要素も含めた時間を要するケースが多く見られます。このため本事業では、助成による支援を行う期間と、社会実装へと進んでいく過程とを切り分けず、一続きのプロセスとして捉えることを基本的な考え方としています。

社会実装計画期間とは、助成期間及び報告期間を含め、事業成果が社会に定着するまでを視野に入れた全体の時間軸を指します。とりわけ報告期間についても、単に事後的な報告を行うためだけの期間ではなく、事業が社会に根付き、持続的に機能していくことを見据えた設計期間として位置づけられています。助成期間中には、主として技術開発や実証、事業モデルの構築等に取り組んでいただきますが、本事業では、それらの成果が社会の中でどのように活用され、将来的にどのような形で定着していくのかという点についても、あらかじめ一定の見通しを持って整理されていることを重視しています。

もっとも、社会実装計画期間の全体像について、申請時点で確定的な計画を求めるものではありません。重要なのは、10 年程度の時間軸を意識した上で、

- ・ 助成期間中に何をを目指すのか。
- ・ 助成期間終了後に、どのようなステップを経て社会実装につなげていくのか。
- ・ 想定どおりに進まなかった場合、どのような代替的な展開が考えられるのか。

といった点について、現時点での考え方や仮説が整理されているかという点です。

申請にあたっては、この考え方を踏まえ、助成期間と報告期間を通じた事業の展開イメージを整理してください。

3. リスクとの向き合い方

本事業が対象とする分野では、リスクが存在すること自体は特別なことではありません。むしろ、新たな技術や事業に挑戦する以上、一定の不確実性や課題が伴うことは自然であり、リスクがあること＝否定的に評価されるという考え方は取っていません。

重要なことは、リスクの有無そのものではなく、

- ・ どのようなリスクが想定されるのか
- ・ それらをどの程度重要なものとして認識しているか
- ・ どの段階で、どのように対応しようとしているか

といった点が、事業計画の中で整理されているかどうかです。

例えば、技術成熟度、市場形成の不確実性、制度・規制への対応、事業体制や資金面の課題など、複数の側面からリスクを捉え、それらを踏まえた上で事業をどのように前進させていくのかという考え方が示されていることを重視します。

本事業では、想定されるリスクについて可能な範囲で事前に整理し、事業計画に反映することを求めますが、あらかじめ完全な解決策を用意することまでは求めています。

不確実性を前提としつつ、事業の進行に応じてリスクを再評価し、対応を調整していく姿勢そのものを重要な要素と考えています。申請にあたっては、「リスクをなくすこと」を目指すのではなく、リスクとどう向き合い、どのように事業を成立させていこうとしているのかという視点で、事業構想を整理してください。

第4章 申請前に知っておくべき全体像

本章では、本事業への申請を検討するにあたり、申請から採択、助成事業の実施、そして社会実装計画期間までを通じた全体の流れを俯瞰的に説明します。

具体的な手続や提出書類の詳細については後段の章で説明しますが、まずは本事業がどのようなプロセスで進行していくのかを理解しておくことで、事業構想や準備を進めやすくなります。

なお、本章で示すプロセスは、単なる事務手続の流れではなく、本事業において社会的価値を創出していくためのプロセスそのものとして位置づけられています。

1. 本事業の全体的な流れ

本事業は、大きく分けて次の段階を経て進行します。

- ・ 公募参加の検討・プレインタビュー（応募前面談）
- ・ 申請書類の提出および審査
- ・ 採択・交付決定（事業の方向性の確認・整理を含む）
- ・ 助成期間における事業の実施
- ・ 社会実装計画期間における展開・報告

本事業では、採択に至る過程や採択前後に行われる事業内容の確認・整理についても、助成期間以降の取組と切り離された手続とは捉えていません。事業が何を目指し、どのような価値を社会にもたらそうとしているのかについて、事業者と公社（東京都）が認識を共有するこの段階も、社会実装に向けた大切な出発点として位置づけています。

その上で、本事業では、申請前の構想形成から、採択・交付決定後の助成期間、さらには社会実装計画期間までを含め、事業全体を社会実装に向けた連続的なプロセスとして捉えています。

申請にあたっては、助成期間中の取組のみならず、採択前後のすり合わせも含めた全体の流れの中で、事業がどのように社会実装へと進んでいくのかを意識して、事業の構想を整理していただくことを想定しています。

2. 申請前の段階

本事業は、将来の不確実性を伴う挑戦的な取組も対象としていることから、申請時点で社会実装までのすべての道筋が確定していることを求めるものではありません。

一方で、どのような技術を対象とし、それを自社又は日本市場においてどのように位置づけ、社会実装や事業化につなげようとしているのかについて、一定の仮説や検討の方向性が整理されていることが重要だと考えています。

技術候補が複数存在する場合であっても、なぜそれらが検討対象となっているのか、どのような観点で絞り込みを行うのか、といった考え方が示されていることが求められます。本事業の目指す方向性とすり合わせいただく意味でも、構想段階での課題整理や方向性の確認を目的として、プレインタビュー（応募前面談）を活用することが有効です。

なお、本章では全体像を示すにとどめ、プレインタビューの位置づけや考え方については後段で詳しく説明します。

3. 申請から審査そして採択

本事業への申請にあたっては、所定の申請書類を提出いただき、書類審査およびプレゼンテーション等を通じて、事業内容の審査・確認が行われます。審査は、現時点での完成度のみを評価するものではありません。

第3章で説明したとおり、本事業では、不確実性を前提とした取組を想定しており、

- ・ 事業の狙いが明確か

- ・ 社会実装に向けた道筋が合理的に整理されているか
- ・ 東京都及び日本の産業・社会に対してどのような価値を提供できるか
- ・ リスクに対する認識や向き合い方が示されているか

といった点を総合的に確認します。

また、本事業では、採択にあたって、個々の事業の特性や進捗状況、想定されるリスク等を踏まえながら、必要に応じて、事業の円滑な推進や成果の最大化を図る観点から、取組の内容や進め方について確認や整理を行う場合があります。これは、事業を一律に制限することを意図したものではなく、社会的投資として限られた公的資金を有効に活用し、各事業の成果ができるだけ社会に還元されるよう、関係者間で認識を共有しながら進めていくためのプロセスです。

本事業では、技術や市場の不確実性が高く、民間市場から十分な資金調達を行うことが難しい段階にある取組についても、将来的に大きな社会的便益が期待できる場合には、積極的に後押ししていきたいと考えています。

一方で、公的資金による支援である以上、事業の目的や方向性が、本事業の趣旨及び社会的便益の創出と整合していることが重要です。そのため、本事業では、事業が目指す価値や社会実装までの道筋について、事業者、公社及び東京都が認識を共有しながら進めていくことを重視しています。

4. 助成期間(助成事業の実施)

採択された事業については、交付決定後、助成期間における取組が開始されます。助成期間中は、事業計画に基づき、技術開発、実証、事業化に向けた取組を進めていただきます。本事業では、助成期間中も、事業の進捗状況や直面している課題等について適宜確認を行い、成果最大化の観点から事業者との対話を実施することを想定しています。また、合理的な理由に基づく計画の見直しや改善についても、成果最大化の観点から適切に検討されます。

5. 社会実装計画期間に向けて

本事業では、助成期間の終了を事業の終点ではなく、社会実装に向けた次の段階への移行点として捉えています。

社会実装計画期間においては、助成期間中の成果を活かしながら、事業の社会への定着や波及を見据えた展開が想定されます。社会実装計画期間は、単なる事後報告のための期間ではなく、助成によって生まれた成果が、どのような形で社会に根付き、持続的な価値を生み出していくのかを見ていく重要なフェーズとして位置づけられています。

申請にあたっては、本章で示した全体像を踏まえ、自らの事業構想が社会実装に向けたどのような道筋を描こうとしているのかを意識しながら、以降の章で説明する内容を確認してください。

第5章 プレインタビュー(応募前面談)の活用について

本事業では、公募への申請を検討している方を対象として、プレインタビュー(応募前面談)の機会を設けています。

本事業が対象とする取組は、技術開発、実証、事業化から社会実装に至るまでの中長期的なプロジェクトであり、構想段階では事業の方向性や社会実装までの道筋が必ずしも明確でない場合があります。プレインタビューは、こうした取組について、本事業の趣旨や支援対象の考え方を共有しながら、申請に向けた認識の共有や論点整理を行うための対話の機会として設けるものです。

プレインタビューは、本件公募への参加を正式に決定する前の段階においては任意のものです。本助成金が対象とする分野の事業は、技術的不確実性や制度・市場環境の変化を伴うことが多く、構想段階では「この内容が本事業の趣旨に沿っているのか」「どのような点を事業計画として整理すべきか」といった悩みを抱えるケースも少なくありません。そのためプレインタビューでは、構想段階における課題の整理や事業の方向性の具体化を支援し、申請に向けて検討すべき事項を明確にすることを目的としています。

一方で、本件公募に参加することを決定した場合には、申請書類の提出前に、原則として一度はプレインタビューを受けていただきます。これは、申請者に対して追加的な義務や制約を課すことを目的とするものではなく、申請予定の事業内容について、申請者と本事業の運営事務局(合同会社デロイトトーマツ、以下、事務局)双方が制度趣旨や事業の方向性について認識を共有し、円滑かつ的確な審査につなげるためのものです。

申請案件の内容や検討状況をあらかじめ把握することで、審査における論点整理や確認事項の明確化が図られ、結果として申請者にとっても審査プロセスがより分かりやすく、納得性の高いものとなることを意図しています。

1. プレインタビューの位置づけについて

プレインタビューは、本事業の制度趣旨や支援対象の考え方について認識を共有するとともに、事業構想の整理を支援するための対話の場です。

プレインタビューは、本事業の事務局が実施します。公社や東京都、ならびに審査を行う有識者等が、申請の可否や採択の可否について判断する場ではありません。

プレインタビューにおいて行われる助言や意見は、申請や採択を保証するものではなく、また、相談の内容が審査結果に直接影響することはありません。制度趣旨の共有及び案件内容の事前把握を目的としたものであり、審査そのものとは明確に切り分けて実施されます。

2. プレインタビューで相談できる主な内容

プレインタビューでは、例えば次のような事項について相談することができます。

- ・ 検討している事業構想が、本事業の目的や支援対象の考え方と大きく乖離していないか
- ・ 構成企業・協力企業の役割分担
- ・ 技術開発、実証及び事業化のどの段階に位置する取組なのか
- ・ 社会実装を見据えた場合、助成期間中に何を達成すべきか
- ・ 申請事業企画書を作成するに当たり、どのような点を重点的に整理すべきか
- ・ 申請に向けた検討スケジュールや準備の進め方

なお、個別の採択可能性や評価点数、審査結果を左右する事項についての断定的な助言など、審査に直結する内容の取り扱いはいりません。

3. 利用にあたっての留意事項

- ・ 本件公募への参加を検討している段階では、プレインタビューへの参加は任意です。
- ・ 本件公募への参加を決定した場合には、申請書類提出前に、原則として一度はプレインタビューを受けてください。
- ・ プレインタビューは、案件形成及び制度理解を目的とするものであり、申請を義務付けるものではありません。
- ・ 採択後の事業運営に関する相談については、別途、交付要綱及び募集要項に基づき対応することになります。

プレインタビューの実施方法(申込方法、実施時期、面談形式等)については、別途案内しますので、問い合わせ窓口よりお問い合わせください。本事業の趣旨や支援の考え方を理解し、社会実装を見据えた事業構想を整理する機会として、プレインタビューを積極的に活用してください。

第6章 申請要件と共同企業体の考え方

本章では、本事業に申請するにあたって求められる要件や、共同企業体の考え方について説明します。具体的な要件については交付要綱に定められていますが、ここでは、その背景にある考え方や、申請者が検討する際に意識していただきたいポイントを整理しています。

1. 本事業における申請要件の考え方

本事業は、東京での社会実装を見据えた取組を支援することを目的としており、単独の企業による取組ではなく、複数の企業等がそれぞれの強みを持ち寄る形で進められる事業を基本的な対象としています。

本事業が対象とする取組では、優れた技術やサービスを有しているだけでは社会実装に至らない場合が少なくありません。技術開発、実証、供給体制の構築、事業運営、利用者への展開など、複数の機能が連携することではじめて社会実装が実現するケースが多いことから、本事業では共同企業体による取組を基本的な支援対象としています。

これは、本事業が対象とする取組が、

- ・ 技術開発
- ・ 実証・実装
- ・ 事業化・運用
- ・ 社会への定着

といった複数の要素を含み、一つの企業だけで完結することが難しいケースが多いという現実を踏まえたものです。

そのため、本事業では、事業の目的や内容に応じて、複数の主体が適切な役割分担を行いながら取り組む体制が構築されているかどうかを重視しています。

2. 共同企業体という枠組みについて

本事業では、複数の企業等によって構成される共同企業体による申請を前提としています。共同企業体は、単に企業を集めるための形式的な枠組みではなく、社会実装に向けて必要となる機能や役割を、どのような組み合わせで担うのかを整理するための枠組みです。

共同企業体の構成は事業によって異なります。重要なのは、どの企業が参加しているかではなく、社会実装に必要な機能が適切に確保されているかという点です。

例えば、

- ・ 技術開発を担う主体
- ・ 設備・システム構築を担う主体
- ・ 運用・サービス提供を担う主体
- ・ 実証フィールドを提供する主体
- ・ 事業全体を統括する主体

など、必要となる役割は事業内容によって異なります。

そのため、本事業では、単に複数の企業が参加していることではなく、社会実装に必要な機能や役割が適切に整理され、それぞれの主体が合理的な役割分担のもとで参画しているかを重視しています。

申請にあたっては、「なぜこの構成なのか」「それぞれがどのような役割を果たすのか」が分かるように整理することが重要です。

3. 代表企業に期待される役割

共同企業体の中では、事業全体の目的や進捗、構成企業、協力企業の役割や連携を統括しながら、社会実装に向けた取組全体を主導する役割が重要となります。本事業では、こうした役割を担う主体を代表企業として位置づけています。

代表企業は、すべての業務を自ら実施することを求められるものではなく、事業全体の方向性や進め方について責任を担い、共同企業体の中核的な役割を果たすことが期待されます。

申請にあたっては、事業全体を統括・主導する役割をどの主体が担うのか、また、その主体がなぜその役割を担うことが合理的であるのかを含めて、どのような体制で事業を推進していくのかが分かるように整理してください。

4. 構成企業・協力企業の考え方

共同企業体を構成する企業のほかに、事業の実施にあたって重要な役割を果たすものの、必ずしも助成金の直接の交付対象とならない主体を、協力企業として位置づけることが可能です。協力企業は、資金の受け手であるか否かにかかわらず、事業の成功に不可欠な役割を担う主体です。技術提供、データ提供、実証フィールドの提供など、事業内容に応じてその関わり方は様々です。

申請にあたっては、助成金を受ける企業と受けない企業という区分にとらわれるのではなく、事業全体としてどのような体制が最も合理的かという観点から、構成や役割分担を整理してください。

5. 申請時点で求められる整理の水準

申請時点において、すべての役割分担や契約関係が完全に確定している必要はありません。

一方で、

- ・ どのような主体が関わる想定なのか
- ・ 現時点で確定している事項と、今後検討が必要な事項は何か
- ・ 事業の推進に必要な不可欠な技術や原料等の調達は確保できているか
- ・ 検討事項について、どのようなプロセスで整理していく予定か

といった点について、一定の見通しが示されていることが望めます。

本事業では、申請時点で共同企業体の構成が完成しているかどうかよりも、社会実装に向けてどのような機能や役割が必要であり、それらをどのような主体によって実現しようとしているのか、その考え方が整理されているかを重視しています。

第7章 事業計画の作り方(審査項目の読み解き)

本章では、募集要項に掲出する審査項目を踏まえつつ、申請者がどのような観点で事業計画を整理・作成すべきかを説明します。

本事業は、単年度や短期間で完結する取組ではなく、社会実装計画期間(最大 10 年)を含む中長期的な時間軸の中で、事業をどのように育て、社会に定着させていくかを重視しています。そのため、申請事業企画書においては、将来像の具体性のみを評価するのではなく、そこに至るまでの検討の筋道、前提条件、不確実性への向き合い方が適切に整理されていることを重視しています(以下に示す特定の TRL 水準を一律の要件とするものではありません。)

1. 事業目標体系の考え方

事業計画を整理するにあたり、まず重要となるのが、「事業目標」「中間事業目標」「達成指標」の違いと補助指標である「成熟度指標」の関係性を正しく理解することです。事業目標、中間事業目標、各期の達成指標の関係性が分かるように、「中間事業目標、達成指標の積み重ねが、最終的にどの事業目標につながるのか」を意識して整理してください。

(1) 事業目標(事業目標1・2)

- ・ 事業目標 1 は、助成期間(最大 5 年)終了時点で到達すべきゴールです。
- ・ 事業目標 2 は、社会実装計画期間(最大 10 年)を通じて最終的に実現を目指す姿を示すものであり、事業の社会的・経済的な意義や価値を表すものです。
- ・ いずれも、必ずしも数値目標のみで表現される必要はなく、「どのような課題を、どのような形で解決する事業なのか」が伝わるのが重要です。
- ・ 事業目標 1 と事業目標 2 は、それぞれが独立した目標ではなく、助成期間中の成果が社会実装計画期間を通じた最終的な社会実装へどのようにつながるのかが分かるよう、相互の関係性を意識して設定してください。

(2) 成熟度指標(TRL・BRL・GRL・SRL・HRL)

- ・ 本事業では、事業目標や事業計画との整合を図るため、申請時点、助成期間終了時点及び社会実装計画期間終了時点における成熟度の指標¹として、TRL(Technology Readiness Level)、BRL(Business Readiness Level)、GRL(Governance Readiness Level)、SRL(Social Readiness Level)、HRL(Human Readiness Level)を設定してください。
- ・ これらの指標は、現時点の成熟度を評価するためだけではなく、社会実装に向けて事業をどのように発展・成熟させていくのかを可視化するための補助的な指標として位置づけています。
- ・ そのため、成熟度指標の数値そのものではなく、その変化の背景や到達に向けた取組内容が事業目標や事業計画と整合していることが重要です。

※ GRL 及び SRL については、共同企業体のみの努力では解決できない制度的・社会的要因が存在する場合があります。その場合は、各時点で目指す到達水準と到達条件を整理するとともに、自らの取組だけでは解決できない課題はリスクとして整理してください。

(3) 中間事業目標(ベースライン・チャレンジ)

- ・ 中間事業目標は、事業目標 1 を着実に達成するために、助成期間の途中に節目として設定する具体的な到達点(マイルストーン)です。事業目標 1 の達成に向けた進捗を段階的に確認し、プロジェクトの継続や改善、拡大の判断材料となる重要な指標です。

¹ 高谷, 栗野, “[SIP 第 3 期における社会実装指標\(XRL\)の実装](#)”, 研究・イノベーション学会一般講演要旨, 2023 年.

- ・ 中間事業目標は、ベースライン中間事業目標(手堅く達成可能な目標)と、チャレンジ中間事業目標(より挑戦的な目標)の二層構造で整理します。
- ・ 申請時点では、ベースライン中間事業目標のみ設定してください。
- ・ 中間事業目標は、助成期間中の任意の時期に、事業目標を達成するための到達点として、1 つ以上設定してください。
- ・ 中間事業目標の達成時期は、各期末の点ではなく、「第〇期 6 月～第×期 12 月」のように期をまたいで一定の期間幅を持たせて設定可能です。
- ・ チャレンジ中間事業目標は、事業の進捗や新たな可能性を踏まえながら、成果最大化の観点から設定することを想定しています。提案の採択後、事務局との協議の中で追加設定します。

(4) 達成指標(支払い確認用 KPI)

- ・ 達成指標は、助成期間および報告期間の各段階(各期)において、助成金の交付に係る進捗を確認するために設定する指標です。
- ・ 事業目標や中間事業目標を確実に達成するために必要なプロセス(行動)を指標として具体的に設定してください。
- ・ 技術的・事業的な不確実性を踏まえ、結果ではなくプロセスでの達成指標の設定を推奨します。
- ・ 本事業では、達成した結果のみを評価するのではなく、事業目標の達成に向けて合理的な取組が行われているかという観点を重視しています。技術開発等に遅延が生じた場合であっても、事業目標の達成に向けた合理的な取組が継続されている場合には、その点も含めて評価します。

2. 助成期間中の事業計画の書き方

助成期間中の計画については、比較的具體性の高い記載が求められます。これは、助成金の交付が、各期における達成指標の達成状況を踏まえて行われるためです。

具体的には、次のような点を意識して整理すると効果的です。

- ・ 助成期間中に実施する主な取組内容と、その順序
- ・ 各期において達成を目指す技術的・事業的な到達点
- ・ 各取組を担う構成企業・協力企業の役割分担
- ・ 想定されるリスクと、それに対する対応策

なお、事業環境や技術的知見の進展等により、助成期間中に当初計画の見直しが必要となる場合があります。本事業は、事業目的及び事業目標を達成するための合理的な理由に基づく計画の修正や改善を許容しています。そのため、事業計画は、「どのような前提に基づいて、現時点ではこの計画を描いているか」、「前提条件が変化した場合どのような影響があるのか」を意識して作成することが重要です。

3. 社会実装計画期間の計画の考え方

社会実装計画期間については、助成期間中と同程度の詳細な計画の記載を求めるものではありません。個々の事業目標を踏まえ、将来の社会実装を見据えた方向性や仮説を示すことが重視されます。

例えば、

- ・ 助成期間後に想定される市場や利用シーン
- ・ 社会実装に向けて克服すべき主な課題
- ・ 将来的に必要なパートナーや体制の方向性
- ・ 技術や事業の展開に関する複数のシナリオ

といった点について、申請時点で考え得る範囲で整理してください。

加えて、本事業では、助成期間中の取組が単発に終わるのではなく、社会実装後にどのような形で広がり得るのか、又は他の分野や地域へ応用・展開される余地があるのかといった点についても、申請時点での考え方を示してください。

なお、社会実装計画期間の後半における事業の姿について、確定的な計画や数値目標を示すことを一律に求めるものではありません。重要なのは、10年後の姿を断定することではなく、将来的な拡大や発展可能性をどのように捉えているのか、また、その実現に向けて申請時点でどのような取組を行おうとしているのかを示すことです。

4. リスク整理の考え方

本事業では、新規性の高い取組が多く想定されることから、リスクが存在すること自体を否定的に評価するものではありません。リスクを把握した上で、その対応を想定し、どのように向き合おうとしているかを重視しています。

申請事業計画書では、例えば以下のような観点から、想定されるリスクと対応方針を整理してください。

- ・ 技術的リスク(技術の成熟度、代替技術の存在等)
- ・ 事業・市場リスク(需要の不確実性、競合の動向等)
- ・ 制度・規制上のリスク
- ・ 事業体制に関するリスク(人材、資金、パートナー等)

すべてのリスクに対して完全な解決策を提示する必要はありませんが、どのリスクを重要と捉え、どの段階で検討・対応していくのが示されていると、事業の実現性や計画性が伝わりやすくなります。

5. 出口設計(社会実装シナリオ)の考え方

本事業は、最長10年を視野に社会実装を目指すプロジェクトを支援対象としています。そのため、申請にあたっては、申請時点の技術や事業の状況のみを示すのではなく、最終的にどのような形で社会実装を実現しようとしているのか、そのためにどのような道筋を想定しているのかを整理することが重要です。

本事業では、この将来像とそこに至る過程を総称して「出口設計(社会実装シナリオ)」として捉えています。出口設計において重要なのは、将来の姿を断定的に示すことではありません。むしろ、

- ・最終的にどのような社会実装を目指すのか
- ・そこに至るまでにどのような課題が存在するのか
- ・その課題をどのような段階を経て解決していくのか
- ・想定どおりに進まなかった場合にどのような代替的な展開が考えられるのか

といった点について、申請時点での考え方や仮説が整理されていることを重視しています。

その際、TRL(Technology Readiness Level)、BRL(Business Readiness Level)、GRL(Governance Readiness Level)、SRL(Social Readiness Level)、HRL(Human Readiness Level)等の成熟度指標は、社会実装までの道筋を整理するための補助的なツールとして活用してください。

例えば、

- ・どの段階で技術的な確からしさを高めるのか(TRL)
- ・どの段階で事業モデルの成立性を検証するのか(BRL)
- ・どの段階で制度・規制面の課題に対応するのか(GRL)
- ・どの段階で利用者や社会からの受容性を高めるのか(SRL)
- ・どの段階で事業運営や社会実装に必要な人材・組織体制を整備するのか(HRL)

といった観点から整理することで、社会実装までの全体像をより具体的に示すことができます。

本事業は、実証や社会実装に向けた具体的な検討を行う段階にある取組を主な対象として想定しています(TRL の考え方では概ね TRL5 以降に相当します)。

ただし、本事業は特定の時点における TRL 等の成熟度指標のみをもって申請の可否を機械的に判断するものではありません。申請時点で TRL5 に達していない取組であっても、社会実装計画期間全体を通じて社会実装に至る合理的な道筋が示されている場合には、支援対象となり得ます。

また、分野や事業内容によって社会実装の姿は異なります。例えば、

- ・ソフトウェアや SaaS であれば、商用サービスとして継続的に利用されている状態
- ・素材や部材であれば、量産体制が構築され、実際の製品やサプライチェーンに組み込まれている状態
- ・エネルギーシステムやインフラ関連技術であれば、実環境下で安定的な運用が行われている状態

など、出口の形は様々です。

そのため、本事業では、申請時点の成熟度そのものよりも、

- ・技術的課題がどの程度整理されているか
- ・今後どの段階で、どのような検証・実証・改良を行う必要があるか
- ・社会実装に向けた市場、制度、供給体制、パートナー等をどのように想定しているか
- ・想定どおりに進まなかった場合にどのような代替的シナリオが考えられるか

といった点を重視しています。

申請にあたっては、現在の成熟度を出発点として、助成期間中の取組、さらに助成期間終了後を含む社会実装計画期間における展開を見据えながら、最終的な社会実装までの道筋を整理してください。

本事業では、最初から完成度の高い技術や事業モデルを求めるものではありません。重要なのは、不確実性を前提としながらも、社会実装に至るまでのプロセスをどのように設計し、どのように成熟させていこうとしているのかという考え方です。また、その過程で得られる知見や社会への波及効果についても、重要な成果として評価します

第8章 助成対象経費の考え方(概要編)

本章では、本事業における助成対象経費の基本的な考え方について説明します。

具体的な経費区分や、証憑、会計処理の詳細については、交付要綱および募集要項、採択後に配布される「事務の手引き」において定められますが、申請段階においては、まず本事業がどのような考え方で助成対象経費を捉えているかを理解しておくことが重要です。

1. 助成対象経費の基本的な位置づけ

本事業における助成金は、事業計画に基づき、助成事業を実施するために必要な経費の一部を支援するものです。したがって、助成対象経費として認められるものは、原則として次のような性質を有するものとなります。

- ・ 助成事業の目的及び内容と直接的な関係があること
- ・ 助成事業の遂行に客観的に必要と認められること
- ・ 支出額や使途の内容が合理的に説明可能であること

単に事業者にとって有用である、又は将来的に役立つといった理由のみでは、助成対象とはなりません。あくまで、本助成金を用いて実施する助成事業の範囲内で必要となる経費かどうかという観点から整理してください。

本事業では、経費単体の妥当性はもとより、その支出が事業目標や社会実装に向けた取組にどのように結び付いているかを重視しています。また、採択後は、支出内容の妥当性や事業との関連性について、証憑書類等により確認を行います。

2. 申請時点で求められる考え方

申請時点においては、将来にわたるすべての経費を確定させることを求めるものではありません。

一方で、事業計画に基づき、

- ・ どのような取組に、どの程度の経費が必要になるのか
- ・ 助成期間中に重点的に投入する経費は何か

といった点については、一定の妥当性をもって説明できる状態であることが望めます。

特に、設備費や外注・委託費等の金額が大きくなりやすい経費については、

- ・ なぜこの経費が必要なのか
- ・ どの段階の取組に対応するものなのか
- ・ どの事業目標、中間事業目標又は達成指標に対応するものなのか

といった点が、事業計画の内容と整合していることが重要です。

また、人件費を助成対象経費として計上する場合には、当該人員が事業の遂行においてどのような役割を担うのか、実施体制との関係を含めて説明できることが必要です。

3. 助成期間と経費の関係

助成対象となる経費は、助成期間中に実施され、支出が完了するものが原則となります。

助成期間終了後に発生する経費や、助成事業とは独立した通常の事業活動に係る経費は、本事業の助成対象には含まれません。

そのため、事業計画を整理する際には、

- ・ 助成期間中に支払いまで完了する取組
- ・ 社会実装計画期間全体で見据える取組

を意識的に区別し、助成期間中にどこまでを実施対象とするのかを明確にした上で、経費の考え方を整理してください。

また、助成対象経費は助成期間中の取組に対して計上するものですが、その取組が社会実装計画期間全体の中でどのような位置付けを持つのかを意識して整理することが重要です。

4. 詳細な取扱いについて

本章は、あくまで申請段階における考え方の整理を目的とした概要説明です。

助成対象経費の具体的な区分、計上方法、証憑書類の考え方、採択後の精査・確認プロセス等については、別途、交付要綱及び募集要項に基づき対応することになります。

申請時点においては、詳細な会計処理や証憑管理の方法を過度に意識するのではなく、事業計画に対して必要な経費がどのように整理されているか、また、その経費が事業目標や社会実装に向けた取組とどのように結び付いているかという点を意識して整理してください。

第9章 申請手続と提出書類

本章では、本事業への申請にあたって必要となる手続の流れ及び提出書類について説明します。具体的な記載方法や様式の詳細については、別途指定する様式やフォーマットをご確認いただくこととなりますが、ここでは、申請にあたってあらかじめ理解していただきたい全体像と考え方を整理します。

1. 申請手続の全体像

本事業の申請は、概ね次の流れで進められます。

- ・ エントリー(必須)
- ・ 事前面談・相談
- ・ 申請書類一式の提出
- ・ 審査

各手続の詳細な実施方法やスケジュールについては、募集要項等で別途案内します。

2. エントリーについて

本事業への申請にあたっては、エントリーが必須となります。

エントリーは、申請を確約するものではなく、本事業への申請を検討している旨を事務局に共有いただくための手続です。

また、エントリーは、申請の意思を確認することに加え、事務局と申請予定者が早期から対話を開始し、事業構想の整理や制度理解を進めるための入口として位置づけています。

エントリーから申請書類提出までの期間は、申請者が事業構想や申請内容を整理するための準備期間として位置づけています。

書類提出を前提としない段階であっても、制度理解や事業構想の整理のため、適宜事務局とのコミュニケーションを行うことが可能です。

エントリー後、申請書類提出期限までの間に、事務局との事前面談等を実施します。これらは、提出書類の形式的なチェックを行うためのものではなく、申請予定の事業内容や制度趣旨について認識を共有し、申請者及び事務局双方が論点を整理した上で審査に臨むことを目的としています。

3. 申請書類の提出について

申請書類は、期限までにすべての書類が揃った状態で提出していただく必要があります。期限までに提出が確認できない場合や、重大な不備がある場合は、申請を受け付けることができません。

また、提出された書類は、原則として返却せず、申請書類の作成・提出に要する費用は、申請者の負担となります。

申請書類は、単に様式を埋めることを目的とするものではなく、事業目標、事業計画、実施体制、経費計画等が相互に整合した形で整理されていることが重要です。

4. 提出書類に関する考え方

申請書類は、単に情報を網羅的に記載することを目的とするものではありません。

本ガイドで説明してきたとおり、本事業では、

- ・ 事業の目的
- ・ 社会実装に向けた道筋
- ・ 不確実性やリスクへの向き合い方
- ・ 共同企業体の体制や役割分担

といった点が、申請書類全体を通じて整合的に示されているかを重視します。

つまり、個々の書類ごとの完成度だけでなく、事業目標、事業計画、実施体制、経費計画等が相互に整合し、一つの事業構想として説明できているかという観点で整理してください。

5. 提出後の対応について

申請書類の提出後、審査の過程において、事務局から追加資料の提出や内容確認をお願いする場合があります。

これらは、申請内容を正確に把握するためのものであり、提出済みの申請内容に対して新たな評価や助言を行うことを目的とするものではありません。

事務局からの連絡に対しては、期限や指定方法を確認の上、速やかな対応をお願いします。

なお、審査の経過や結果の詳細についての個別の問い合わせには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

第10章 審査の進み方と採択

本章では、本事業における審査の進み方や、採択について説明します。

審査は、申請内容について優劣を単純に判定するためのものではなく、社会実装に向けた取組を、どのような形で後押しすることが適切かを見極めるプロセスとしても位置づけられています。

1. 審査の進み方について

本事業の審査は、提出された申請書類やプレゼンテーション等を通じて、申請事業の内容を多面的に確認する形で行われます。

具体的な審査手続やスケジュールについては、募集要項に定めるところによりますが、審査の過程では、申請時点における完成度だけでなく、事業の目的、社会実装に向けた道筋、事業体制、不確実性への向き合い方等について、総合的に確認が行われます。

なお、審査は限られた時間や情報の中で行われるため、申請内容について確認や補足が必要と判断された場合には、事務局を通じて追加資料の提出や説明をお願いすることがあります。

2. 審査において重視される視点

本事業では、審査において特定の一要素のみを重視することはありません。例えば、技術の新規性、事業性、体制、計画の確実性などを、相互の関係性を含めて総合的に評価します。

その際、特に重視されるのは、

- ・ 本助成金事業の目的と整合した事業であるか
- ・ 社会実装に向けた道筋が、現実的かつ論理的に整理されているか
- ・ 不確実性やリスクをどのように認識し、向き合おうとしているか
- ・ 共同企業体としての体制や役割分担が、事業内容と整合しているか

といった点です。

審査は、あらかじめ定められた正解にどれだけ近いかを測るものではありません。事業者がどのような考え方で取組を構想し、社会実装に向けて前進しようとしているのかを確認するとともに、個々の要素を個別に評価するだけでなく、それらが相互に整合し、一つの事業構想として成立しているかという観点から確認を行います。

3. 採択までのプロセスについて

本事業における採択までのプロセスは、審査結果を踏まえながら、段階的に確認・調整を行う形で進められます。審査を通じて有望であると判断された事業（採択候補事業）については、採択及び交付決定に向けた確認・調整のプロセスに進みます。

この過程では、審査結果を踏まえつつ、本事業の目的や政策的な位置付けとの整合性について最終的な確認が行われます。また、必要に応じて、事業内容や進め方、条件等について調整が行われる場合があります。

こうした調整は、事業を制約することを目的とするものではなく、事業者が取り組もうとしている内容と、本事業が目指す社会的な便益や政策目的とが、より適切に整合するよう、認識を共有し、整理を行うためのプロセスとして位置づけられています。

これらの確認・調整を経て、都・公社と事業者の間で事業内容や条件について合意が形成された段階で、正式な採択および交付決定が行われます。

第11章 採択後を見据えて知っておくべきこと

本章では、本事業に採択された後に、どのような考え方のもとで事業が進められていくのか、また、採択時点であらかじめ理解しておいていただきたい基本的な留意点について説明します。

1. 採択後の位置づけについて

本事業における採択および交付決定は、助成事業の開始を意味する重要な節目である一方で、事業内容や進め方が完全に確定する「ゴール」ではありません。

前章で説明したとおり、本事業では、採択前後の確認や整理も含めて、事業全体を社会実装に向けた連続的なプロセスとして捉えています。そのため、採択及び交付決定は、事業内容が完全に固定される時点ではなく、社会実装に向けた取組の出発点として位置づけています。

採択後は、交付決定通知書が発出され助成期間に入ります。

2. 助成期間中の基本的な考え方

助成期間中は、交付決定された事業目的と申請時に整理した事業計画に基づき、技術開発や実証、事業化に向けた取組を進めていただきます。

一方で、本事業では、助成期間中においても、計画を固定的に運用することを求めています。

- ・ 新たに得られた知見・展開
- ・ 技術的・事業的な前提条件の変化
- ・ 社会情勢や市場環境の変化

などを踏まえ、合理的な理由に基づく計画の見直しや改善については、事業目的や社会実装の可能性を高める観点から、適切に検討されます。

なお、計画の見直しや改善については、公社の確認が必要になるとともに、変更の内容や影響の程度に応じて必要な手続きが異なります。変更内容によっては公社の承認が必要となる場合があります。手続きに時間を要する場合があります。そのため、計画の見直しや改善の可能性がある場合には、必ず交付要綱等を確認し、事業スケジュールを鑑みて早い段階で事務局へご相談ください。

重要なのは、当初計画からの変更の有無そのものではなく、事業目的・事業目標や社会実装に向けた方向性との整合が保たれているかという点です。

3. 事業体制・関係者との役割分担について

採択後は、代表企業を中心として、共同企業体全体で助成事業を推進していくことになります。

本事業では、採択時点で想定していた体制が、その後の検討や事業の進展に伴い変化する可能性があることを前提としています。そのため、構成企業や協力企業の役割分担、事業体制等について見直しが必要となる場合があります。

こうした変更や調整については、事業を円滑に進め、社会実装につなげていくための合理性や、交付決定された事業内容の実現可能性という観点から、公社との間で確認・協議を行いながら進めていくことになります。

なお、変更にあたっては、その内容に応じて必要な手続きが生じます。自己判断により進めるのではなく、必ず事務局へご相談ください。

4. 社会実装計画期間を見据えた視点

助成期間終了後も、本事業における取組は直ちに完結するものではありません。

社会実装計画期間においては、助成期間中の成果を活かしながら、事業の社会への定着や波及を見据えた取組が想定されています。採択後の段階においても、社会実装計画期間を見据えた視点を持続けることが、本事業を通じて得られる成果を最大化する上で重要となります。

社会実装計画期間の後半における事業の姿について、あらかじめ確定的な計画を求めるものではありません。しかし、事業の成果が中長期的にどのような形で社会に波及していくのかについて、継続的に検討・整理していく姿勢が期待されます。

5. 成果の活用と社会還元に関する考え方

本事業では、技術開発や実証を通じて得られる成果について、事業者が主体的に活用し、社会実装や事業の継続につなげていくことを基本的な考え方としています。

一方で、本事業は社会的な投資として位置づけられていることから、事業者の事情により当該成果の活用が困難となった場合であっても、成果が社会において活用される可能性を不必要に閉ざすことは望ましくないと考えています。

このため、成果の性質や事業の状況に応じて、第三者による実施や利用、非独占的な活用、その他、社会的便益の確保に資する取扱いについて、公社と事業者との間で確認・協議を行うことがあります。

これらは、事業者の正当な経営判断や事業再編を一律に制約するものではなく、社会的な投資として生み出された成果が、何らかの形で社会に還元される可能性を確保するための基本的な考え方を示すものです。

なお、事業の実施状況や交付要件への適合状況によっては、交付要綱等に基づき必要な措置が講じられる場合があります。採択後においても、事業成果を活用しながら社会実装や事業の発展に取り組むとともに、その成果をどのような形で社会へ展開し得るのかについて継続的に検討することが期待されます。

6. 広報協力義務

助成事業の内容、進捗状況及び成果については、事業の公益性及び社会的波及の観点から、公社又は東京都により公表される場合があります。公表の内容、時期及び方法については、営業秘密、知的財産権及び事業戦略上の支障にも配慮しつつ、公社又は東京都と協議の上で整理します。助成事業者には、本事業の趣旨に照らし、合理的な範囲で広報・公表への協力が求められます。

7. 事務局への相談

本事業においては、採択事業者等の事業の進捗に関する相談等に応じるため、伴走支援として事務局を設置しています。

事業内容に関する相談や計画変更等がある場合には、まず事務局へ御連絡いただき、交付要綱等に照らして必要な手続や対応を確認してください。

相談や連絡が遅れたことにより、公社による確認や承認が必要となる事項への対応が遅れ、結果として事業の進行に影響が生じる場合があります。

「まずは相談する」ことを基本として御対応ください。

第12章 よくある質問(FAQ)

本章では、事業の申請から実施までで想定される質問をFAQ形式で整理しています。
本FAQは、申請者が本事業の趣旨や申請の進め方を理解し、事業構想を整理するための案内資料です。しかし、これは交付要綱等に代わって制度上の判断基準や義務を定めるものではなく、制度の正式な取扱いや解釈については、実施要綱、交付要綱、および交付決定後に示される関係文書が優先されます。

また、本FAQは事業の運用、事業者からの質問、現場の知見などを踏まえて随時更新されるため、公式ウェブサイトまたは事務局で最新版をご確認ください。

ただし、採択年度や事業者ごとに諸条件が異なるため、同じ事象であっても必ずしも同じ判断になるとは限りません。採択後にFAQが改訂された場合、その適用は原則として新規申請者・新規採択事業者に対して行われ、既存の事業者には適用されません。既存事業者へ改訂版を適用する場合は、交付要綱やその他関係文書の定めにより、公社と助成事業者が協議の上で個別に合意した場合に限られます。

FAQ 目次

1. 本事業の基本的な考え方について	
	Q1 本事業の目的 Q2 申請時点で求められる事業具体性 Q3 「社会実装」の考え方 Q4 社内判断・資金調達が未了の取組の扱い Q5 技術探索・FS・複数技術候補段階の扱い Q6 設備投資中心の事業は申請可能か Q7 東京以外での開発・設備投資の扱い Q8 都外で生産・消費し環境価値のみ都内移転する事業 Q9 省エネ技術・サービスの社会実装事業 Q10 CO₂回収・利用に関する事業 Q11 「東京へのひ益」とは何か
2. 申請要件について(共同企業体の体制や要件など)	
	Q12 申請時点での役割分担の確定度 Q13 代表企業・構成企業に求められる役割 Q14 中堅企業者の取扱い Q15 海外企業・海外資本が関与する場合 Q16 海外企業との共同事業(JV等)の可否
3. 助成対象経費・資金計画について(助成対象経費の対象範囲や、具体的な資金計画など)	
	Q17 申請時に求められる資金計画の具体性 Q18 試作回数と「必要最小限」の考え方 Q19 マーケティング費が対象となる範囲 Q20 広告費・展示会出展費・営業活動の扱い Q21 知財費と外注費の切り分け Q22 助成事業管理に係る人件費 Q23 利益等排除の対象外となりうるケース Q24 関係会社等へ発注する場合の対応
4. 申請事業の審査について	
	Q25 プロジェクト評価の観点 Q26 「事業としての優位性」の考え方 Q27 低収益・赤字・未成熟市場の事業評価

	Q28 「死の谷」にある取組の位置づけ Q29 事業化の確度・成功可能性の考え方 Q30 チーム体制の継続性・属人化リスク Q31 助成終了時点で自立性が高くない事業の評価 Q32 サプライチェーン自律性の評価 Q33 採択前の事業目標・達成指標の変更
5. 事業運営段階(計画・体制変更等)について	
	Q34 達成指標の変更と進捗管理 Q35 構成企業変更時の構成要件の考え方 Q36 経費内容・調達先・予算流用の変更 Q37 用途や市場が変わった場合の評価 Q38 海外企業との契約条件変更 Q39 新たに見つかった関連知財の保護 Q40 経費追加・増額が認められないケース Q41 新たな構成企業・協力企業の追加 Q42 M&A や出資による実施主体変更 Q43 構成企業の離脱 Q44 主要調達先の倒産・事業停止 Q45 安全上の問題・重大不具合発生時の扱い Q46 試作失敗・設計変更の評価 Q47 期をまたいだ前倒し実施
6. 事業運営段階(事業の撤退、中止)について	
	Q48 撤退・中止時の知財・成果の扱い
7. 事業運営段階(その他)について	
	Q49 公社(東京都)はどこまで関与するか
8. 取得財産の管理について(事業で得られる財産・知的財産の取扱いなど)	
	Q50 本事業における知的財産の基本的な考え方 Q51 海外技術活用時に重視される知財・契約面 Q52 特許等の帰属 Q53 特許取得は必須か Q54 外国出願が助成対象となる場合 Q55 目的外使用が認められる場合 Q56 想定外用途での先行利用と収益納付
9. 収益納付について	
	Q57 追加的支出として認められるもの Q58 「全体の営業利益」「全体の売上高」の範囲
10. 報告期間の対応について(助成期間終了後の報告、フォローアップなど)	
	Q59 助成期間終了後の進捗報告と支援 Q60 社会実装に至らなかった場合の評価
11. その他留意事項について	
	Q61 社会的投資という観点からの留意事項

1. 本事業の基本的な考え方について

Q1. 本事業はどのような目的で設計されていますか？

本事業は、個別企業の利益や短期的な成果の追求ではなく、東京都ひいては日本の社会全体への波及効果や知見の蓄積、社会還元の最大化を目指す「社会的投資」として設計されています。都・公社が行う助成は、社会課題の解決や新たな価値創出を後押しするための「社会的投資」であり、得られた知見や成果を社会に還元いただくことを重視しています。

事業者には、助成金を活用して社会課題の解決や新たな価値創出に挑戦すること、得られた成果や知見を社会へ還元すること、を期待しています。

Q2. 申請時点で事業内容や技術、事業化の見通しはどこまで具体化している必要がありますか？

本事業では、申請時点において、すべての事業内容や技術選択や事業化の見通しが立っていることが望ましいですが、一方で、見通しを立てることの困難さも理解しています。

ゆえに、どのような技術を対象とし、それを自社又は日本市場においてどのように位置づけ、社会実装や事業化につなげようとしているのかについて、一定の仮説や検討の方向性が整理されていることが必要です。

技術候補が複数存在する場合であっても、なぜそれらが検討対象となっているのか。どのような観点で絞り込みを行うのかといった考え方が示されていることが求められます。

Q3. 本事業における「社会実装」とは、どのような状態を指しますか？

本事業における「社会実装」とは、単に実証や試験導入が行われた状態を指すものではありません。

分野や製品・サービスの性質によって具体的な姿は異なりますが、事業終了時点において、助成金等に依存せず、市場の中で成立し得る状態を基本的な考え方としています。

具体的には、

- ・助成金がなくても価格競争力(プライスパリティ)が成立していること
- ・実際の利用者・顧客による継続的な利用が見込まれること
- ・事業として自立的に継続・拡大できる見通しが立っていること

などを複合的に判断し、社会実装の一つの目安とします。

本事業では、こうした社会実装に至るまでのプロセスを段階的に支援します。

Q4. 現時点で社内での事業判断や資金調達が不十分な取組も、将来的な見込みがあれば本事業の対象になりますか？

本事業では、本事業の助成が、事業の検討を前進させ、企業内における意思決定や投資判断を後押しする役割を果たすことを、一概に否定するものではありません。

とりわけ、技術開発や実証、初期的な事業化検討の段階においては、社内のみで十分な事業資金を確保することが難しい場合もあり、本事業の助成を活用することで、検証や判断に必要な材料を整えること自体は、本事業の趣旨と必ずしも矛盾するものではありません。

ただし、その場合であっても、本事業を通じて何を検証し、どのような判断や次のアクションにつなげようとしているのか、また、本事業の助成を起点として、事業の進捗に応じた現実的な資金手当や投資判断がどのように行われることを想定しているのかについて、事業として整理されていることが前提となります。

本事業の助成そのものが目的となっている取組や、社内調整・検討が主眼となっている取組については、本事業が想定する支援の対象とはなりません。

Q5. 技術の探索・評価段階にある取組や、技術候補が複数ある段階でも、本事業の対象になりますか？

本事業では、申請時点において、対象とする技術が一つに完全に特定されていることを一律に求めるものではありません。

その意味において、国内外の先端的な技術を対象とした調査研究やフィージビリティスタディ(FS)、初期的な実証を含む取組についても、社会実装や事業化に向けて合理的な位置づけが示されている場合には、支援の対象となり得ます。

また、技術候補が複数あるようなケースにおいては、それぞれの技術について、なぜ検討対象となっているのか、どのような点に強みやリスクがあるのか、さらに、当該技術を他社が有する場合には、それをどのよ

うな条件で獲得し、社会への便益につなげていこうとしているのかといった視点からの整理がなされていることが求められます。技術候補が複数ある場合であっても、本事業を通じて何を検証し、どの段階で、どのような判断により技術の選択や事業化につなげるのかといった道筋が事業として整理されていることが重要です。

ただし、単に幅広く技術情報を収集すること自体や、将来の可能性を一般的に検討する段階にとどまる取組については、本事業が想定する支援の対象とはなりません。

Q6. 設備投資が中心の事業でも申請できますか？

本事業では、設備投資が事業予算の中心となる事業についても、申請は可能です。

ただし、単なる設備導入や助成金による資産取得を目的とした事業は、制度の趣旨とは異なります。重要なことは、設備投資が社会的便益の創出や事業の目的達成、技術の普及・社会実装につながる合理的な位置づけが明確に示されているかどうかです。例えば、設備投資が新たな技術の社会実装や標準化、市場形成、波及効果の拡大に直結する場合や、事業全体の中で設備投資が不可欠な要素として組み込まれている場合には、支援対象となり得ます。

一方で、単なる資金調達や設備補助の一手段として位置づけられている、もしくはそのように見なされる事業については、制度の趣旨に照らして慎重な評価が行われます。

Q7. 東京以外で開発や設備投資等を行ってもよいですか？

本事業では、原則として、東京において実証・実装を行っていただくことを想定しています。その上で、製品の製造や開発、設備投資等については、事業内容や実施体制に応じて、海外を含めた東京以外で行うことも認めています。これは、東京には土地や工業用地が限られていることに加え、多くの企業において、製造拠点や技術開発拠点が都外に立地している実態があることを踏まえ、利用可能なリソースを合理的に活用することが、事業の実現性や社会実装の確度を高めると考えているためです。

また、東京という都市は、都内で完結する生産活動のみで成立しているのではなく、国内外から集まる多様な製品・サービス・技術、それらを支えるサプライチェーンやバリューチェーン全体によって成立している都市です。

そのため、本事業では、東京における社会的便益の創出を、個別の立地や工程に限定して捉えるのではなく、サプライチェーンやバリューチェーン全体の中で捉えるという考え方を採っています。

こうした考え方のもと、事業の目的達成や社会実装に向けて合理性が認められる場合には、都外での開発や設備投資を含む計画であっても、評価の対象となります。

一方で、都外において事業費の大部分を使用するプロジェクトについては、東京に直接投資を行う場合と比べ、本事業の結果として、東京がどのような社会的便益を得るのか、環境に与える影響はどうか等々について、より慎重に確認・評価を行います。

具体的には、事業内容や実施体制に応じて、例えば次のような点を総合的に勘案します。

- ・ 事業の最終的なサービス提供先や利用主体が東京であるか(サービスの全てを東京に向ける必要はありません)
- ・ 東京にとって欠くことのできないプロダクトや機能を提供するものであるか
- ・ 東京の社会基盤や産業活動を支えるサプライチェーンの一部として重要な役割を担うか
- ・ 事業を通じて得られる知見や成果が、東京における社会実装や政策課題にどのように資するか

このように、本事業では、東京という都市が成立し、機能し続けるために必要な価値が、どのような形で創出・還元されるのかという視点を重視しています。なお、こうした取組の妥当性については、事業者からの提案内容を踏まえ、都・公社が事業全体の目的や、東京が得る社会的便益との整合性を勘案し、総合的に判断します。

Q8. 都外でエネルギー、その他の製品を生産、消費し、環境価値のみを都内企業に移転することを主とする事業の申請は、助成対象になりえますか？

原則として、助成対象になりません。

本事業では、東京都内におけるエネルギーやその他の製品の生産又は消費を根幹とする事業を対象として想定しています。このため、環境価値の移転を主たる目的・内容とする事業は助成対象となりません。

なお、環境価値の活用自体を否定するものではなく、申請事業の補助的な取組として環境価値を移転することは認められます。

Q9. 省エネに係る技術、サービス、システムにかかる社会実装を目指す事業の申請は、助成対象となり得ますか？

助成対象となり得ます。ただし、自社の省エネを主目的とした設備投資や設備更新にとどまる取組は、原則として対象外です。

一方で、省エネに資する技術・サービス・システムを社会実装し、事業化・普及展開することを目的とする取組は、助成対象となり得ます。

したがって、助成対象となるかどうかは、特定の技術分野で一律に判断するのではなく、単なる自社導入か、社会への展開を前提とした事業かという観点から判断します。

Q10. CO₂回収に係る技術、サービス、システムにかかる社会実装を目指す事業の申請は、助成対象になりますか？

CO₂の回収技術の開発のみを目的とする提案や、CO₂を回収するという行為のみを主たる内容とする事業は、原則として助成対象になりません。

一方で、回収したCO₂を原料等として活用し、製品・サービスの提供や販売につなげるなど、CO₂回収から利用・消費までを含む一連の事業スキームを構築する事業は、助成対象となり得ます。

例えば、以下のような取組は対象となります。

- ・ CO₂を原料として燃料を生成・販売しようとする事業
- ・ 化石燃料・化石資源からの脱却を促進すべくCO₂を燃料以外の化学品や生産プロセスの原料として使用し、販売しようとする事業

申請にあたっては、以下が重要となります。

- ・ CO₂回収から利用・消費までの事業スキームが明確に整理されていること
- ・ 社会実装計画期間中に、実際に社会実装・普及を目指す計画があること

Q11. 募集要項に記載されている東京へのひ益とは何か

本事業は、東京都が社会的な投資として実施する事業です。

そのため、申請にあたっては、技術や事業の成果が将来的にどのような形で社会に実装され、その結果として東京にどのような価値や便益をもたらすのかを説明していただく必要があります。

ここでいう「東京へのひ益」とは、単に東京都内で開発や製造を行うことや、東京都内の企業のみが利益を得ることを意味するものではありません。

本事業では、例えば次のような観点から、東京に対する社会的便益が認められるかを確認します。

- ・ 東京の産業競争力の強化につながるか
- ・ 東京の都市機能やエネルギーシステムの高度化に資するか
- ・ エネルギーの安定供給や経済合理性の向上に寄与するか
- ・ 東京における社会課題の解決や都民サービスの向上に資するか
- ・ 地域産業の振興、雇用創出、税収増加等の経済的波及効果が期待できるか
- ・ 高度人材の育成や人材集積につながるか
- ・ 大学・企業・スタートアップ等の連携を通じたイノベーション創出に寄与するか
- ・ 事業を通じて得られる知見や成果が東京に蓄積される構造となっているか
- ・ 東京都が公的資金を投入する合理性を説明できるか

本事業では、こうした社会的便益を、個別の立地や工程のみで判断するのではなく、サプライチェーンやバリューチェーン全体の中で捉えています。

そのため、開発、製造、設備投資等の一部が都外や海外で行われる場合であっても、最終的に東京にとって重要な価値や便益をもたらすことが説明できる場合には、支援対象となり得ます。

また、本事業における評価は、技術開発の成果のみを対象とするものではありません。社会的インパクト、経済的波及効果、人材育成、知見の蓄積や展開可能性なども含め、多面的な観点から総合的に行われます。

東京へのひきは、本事業への申請にあたって確認する重要な視点の一つですが、東京の中だけで事業が完結することを求めるものではありません。

むしろ、本事業を通じて東京を起点に社会実装を進め、その成果が日本全国や世界へと広がっていくことを期待しています。

そのため、申請にあたっては、東京にどのような便益をもたらすのかという視点に加え、その成果を将来的にどのように展開・拡大していくのかについても、あわせて示してください。

なお、脱炭素化への貢献は、本事業において重要な評価要素の一つですが、そのみをもって東京へのひきが認められるものではありません。本事業では、その成果が東京の産業、経済、都市機能、エネルギーシステム、人材基盤等にどのような価値をもたらすのかを総合的に確認します。

2. 申請要件について

Q12. 申請時点で、共同企業体の役割分担は完全に固まっている必要がありますか？

本事業では、申請時点で共同企業体(JV やコンソーシアム等)の役割分担が完全に固まっていることが望ましいですが、一律に求めるものではありません。

代表企業、構成企業には、各々の役割に応じて、交付決定時の事業目的の実現を目指すことが求められます。単なる取引先や下請けとしての立ち位置ではなく、その事業の目的を達成するための構成員として、助成事業の目的や社会的便益の創出に向けて主体的に関与することが期待されます。そのため、申請時点においても主要な役割分担や責任範囲、各構成企業の主な役割や貢献内容については、一定の整理がなされていることが重要です。

なお、今後の事業進展やパートナーとの協議を通じて、役割分担や体制が変更・調整される可能性がある場合には、その旨を申請書類等で明示してください。

Q13. 代表企業や構成企業に求められる役割や、実施すべき業務は何ですか？

本事業では、代表企業はプロジェクト全体を統括する責任を担いますが、すべての業務を自ら実施する必要はありません。

共同企業体は、各構成企業がそれぞれの強みや専門性を活かし、役割分担を行いながら社会実装の実現を目指すチームです。

例えば、技術系ベンチャーが代表企業となり、技術開発や事業全体の方向性を主導する一方で、大企業や専門企業が事業運営、プロジェクト管理、資金管理、事業開発、販売体制の構築等を担う体制とすることも認められます。また、技術面を主導する企業と、事業化やファイナンス面を主導する企業が、それぞれ中核的な役割を分担しながらプロジェクトを推進することも想定しています。

重要なことは、代表企業がチーム全体の方向性や意思決定を取りまとめ、助成事業の目的の達成や社会実装に向けて主体的に関与することです。

また、構成企業の中に、事業運営、事業化、資金管理、供給体制の構築等において、代表企業と並ぶ中核的な役割を担う企業が存在する場合には、当該企業についても、共同推進主体として相応の責任を持ちながら事業を推進することが期待されます。

本事業では、必ずしも一社のみが全てを主導することを前提としておらず、技術面、事業面、ファイナンス面等において複数の企業が中核的な役割を分担しながら社会実装を目指す体制も想定しています。

Q14. 本事業では、経済産業省で定義される中堅企業者は、どのように扱われますか？

中小企業基本法第2条第1項に規定されている、業種分類別の定義に該当する企業及び個人事業者のみを中小企業とみなし、当定義を超える企業を大企業とみなします。そのため中堅企業者は大企業とみなします。

Q15. 海外企業や海外資本が関与している場合でも、本事業に申請できますか？

海外からの直接投資の拡大や、それに伴う新たな雇用・産業の創出、高度な人材の参画については、東京の経済成長や産業競争力の向上につながるものとして、本事業への申請が可能です。特に、本事業が対象とする先端的な産業領域においては、多様な資本や人材の参画により、技術開発や社会実装が加速することも期待されます。

その一方で、本事業が対象とするエネルギー関連の取組は、社会の基盤を支える重要な領域に関わるものであり、将来的に社会へより大きな便益をもたらす「社会的投資」として位置づけています。このため、国内・国外の企業にかかわらず、形式的な資本構成や法人の属性ではなく、事業構造の実質に着目して確認を行います。

具体的には、例えば以下のような点を総合的に確認します。

- ・ 事業を実質的に担う主体は誰か
- ・ 重要な意思決定に日本側の主体がどの程度関与し、裁量を有しているか
- ・ 中核技術や事業成果から生じる価値・利益が、どのような構造で管理・共有されるか
- ・ 外部環境の変化があっても、日本において継続的に事業を実施できる体制が確保されているか
- ・ 技術開発や実証を通じて得られた成果が、東京・日本における事業活動や社会実装を通じて、適切に社会へ還元される構造となっているか

例えば、事業の中核技術を海外企業が保有している場合であっても、当該企業の経営層や中核人材がプロジェクトに実質的に関与し、日本側の関係者とともに事業を推進する体制が構築されているか、また、その成果が日本国内での事業化や社会実装につながるよう整理されているかが重要な判断要素となります。

一方で、日本側の事業活動と切り離された形で、成果や価値が一方的に外部へ帰属するような構造や、日本側が実質的な意思決定や事業継続の面で十分な役割を持たない構造については、本事業の趣旨に照らして適切でないと判断される場合があります。

なお、海外企業が日本法人を設立し、当該法人を事業運営や技術管理の中核として、日本を拠点とした実施体制を構築している場合には、その体制も含めて評価します。

重要なのは、形式的な国籍や資本の所在ではなく、どこに事業の中核があり、誰が意思決定を行い、成果がどのように東京・日本の社会的便益へ還元される構造になっているかという点も加味します。

Q16. 海外企業との共同事業(JV等)による実施は可能ですか？

海外企業と連携し、それぞれの強みを活かしながら、東京・日本市場に適した形で社会実装や事業化を進める取組については、実施に問題はありません。

一方で、本事業においては、共同事業という形式そのものではなく、当該事業において、前Q15で示される総合的に確認が必要な事項を満たしているかを重視します。

特に、事業の中核となる技術を保有する企業については、当該助成事業に対して、どの程度主体的かつ継続的に関与・コミットするのが重要な判断要素となります。例えば、海外企業が中核となる技術を保有している場合には、当該企業が、助成事業のために、日本における実証や事業化の取組にどの程度関与し、人材の配置、技術的な支援、意思決定への関与等を通じて、実質的にコミットすることが想定されているかといった点が確認されます。

また、こうした海外企業との連携においては、公社との間で、事業の進捗や課題について適切にコミュニケーションを行う体制が構築されているかどうか、重要な観点となります。必ずしも、打合せの都度に来日することを求めるものではありませんが、事業の中核を担う関係者が、必要に応じて公社と意思疎通を図り、事業運営上の判断や調整を行える体制が確保されていることが望まれます。

一方で、日本側企業が形式的に参画しているにとどまり、事業の中核的な判断や価値の創出が恒常的に海外企業側に依存するような構造となっている場合には、本事業が想定する支援の対象とはなりません。

3. 助成対象経費・資金計画について

Q17. 申請時に求められる資金計画は、どの程度まで具体的に示す必要がありますか？また、事業期間中の資金調達も計画に含める必要がありますか？

本事業では、申請時に資金計画の提出を求めています。申請時点において、すべての資金調達について確定的な裏付けや実行済みの手当てを求めるものではありません。

一方で、申請時の資金計画においては、事業全体に必要な資金の規模感を示した上で、そのうち、どの構成企業が、どの程度の資金負担を担う想定なのか、また、その資金が、当該企業の内部における予算措置や投資判断、又は将来的な外部資金の導入等により、どのように調達されることを想定しているのかといった点について、計画レベルで整理されていることを求めています。

あわせて、本事業では、資金の担い手となる構成企業の財務状況や事業規模との関係に照らし、当該資金負担の想定が現実的な範囲に収まっているかという点も確認します。例えば、財務的な体力が限定的な企業が、事業全体の中で過大な資金負担を担う計画となっている場合には、事業の実現可能性の観点から、慎重な評価が行われることがあります。

Q18. 開発のための試作は何回まで行ってもよいですか？本事業における「必要最小限」の考え方を教えてください。

本事業では、開発のための試作回数について一律の上限を設けておらず、単に回数を減らすことや、1回で済ませることを求めるものではありません。社会実装に耐える製品や技術を生み出すためには、複数回の試作・検証・設計変更・歩留まり改善を経ることが現実的な合理性であり、こうしたプロセスを経て、社会に出せる品質や安全性が確保できるものと考えています。

重要なのは、

- ・ 各試作で何を検証し、その結果をどのように次の設計や判断につなげているか
- ・ そのプロセスが論理的に整理されているか

という点です。

例えば、当初の事業計画上 5 回の試作を想定していても、2 回で完成した場合は残りを執行しなくてよいですし、逆に想定より多くの試作が必要になる場合も、合理的な理由があれば計画変更を認めています。

Q19. マーケティング費はどのような場合に助成対象になりますか？

本事業では、社会実装や事業化に向けた検証・判断に必要な範囲で、マーケティング費を助成対象とします。これは、社会実装を進める上で、技術や製品そのものに加え、利用者ニーズの把握、導入条件の整理、導入先との調整、初期市場形成などの取組が不可欠であるためです。

ただし、本事業の中心は技術開発・実証・社会実装に向けた取組であり、マーケティング費はあくまで補助的な経費です。そのため、マーケティング費が事業の中心的な費目となることや、単なる販促活動や売上拡大を目的とする経費として計上されることは想定していません。

また、事業段階によってマーケティング費に関する考え方が異なります。開発・実証段階では、利用者ニーズの把握や導入条件の整理など、検証・判断に必要な範囲で対象となります。実装段階では、導入先との調整や初期市場形成、関係者との合意形成などの重要性が高まるため、必要性がより認められやすくなります。

なお、「必要最小限」とは、単に金額を小さくすることではなく、社会実装に向けた検証や判断に合理的に必要な範囲であることを意味します。

審査及び採択後の実務においては、目的や内容が明確か、社会実装や事業化に資する取組か、技術開発・実証等と連動しているか、単なる販促にとどまっていないか、内容や金額が妥当か等を総合的に勘案し、都・公社が個別に判断いたします。

Q20. 広告費・展示会出展費・営業活動はどこまで対象になりますか？

本事業では、広告費・展示会出展費・営業活動等について、社会実装や事業化に向けた検証・判断、初期市場形成に資する範囲において、マーケティング費として助成対象となる場合があります。

特に、市場や流通が十分に形成されていない分野では、製品・技術の品質や価格の問題にとどまらず、取扱事業者の確保、制度・慣行への適合、過去の評価や誤解の解消など、社会実装に先立って対応すべき非価格的な障壁が存在することが考えられます。このため、開発・実証段階または実装段階において、初期導入先や取扱事業者を開拓するための限定的な営業活動、技術的特性や品質、安全性等について正確な理解を促すための必要最小限の情報発信、実証結果を踏まえて社会実装に向けた受容性や導入条件を確認するための展示会出展などは、内容や規模に応じて助成対象となり得ます。また、社会実装に向けた検証・判断に必要な範囲で行われる広告や周知活動についても、対象となる場合があります。

一方で、事業としての拡販段階における売上拡大や受注獲得そのものを主目的とした広告宣伝費、社会実装の検証や初期市場形成を超えて恒常的・反復的に行われる通常の営業活動、営業人件費、実証や社会実

装との関係が不明確な広報・PR 活動などは、本事業が想定するマーケティング費の範囲を超えるため、助成対象とはなりません。また、事業段階や目的に照らして内容や規模が過大であるものについても、対象外となります。

Q21. 知的財産に関する費用(出願費用等)と、外注費(弁理士費用等)はどのように切り分ければよいですか？

本事業では、知的財産に関する費用について、「何に対する費用か」および「事業における位置づけ」に応じて、知財費と外注費を切り分けて整理してください。

知財費および外注費の妥当性については、事業者からの提案内容を踏まえ、当該費用がどのような成果の保護や事業化に資するのか、また事業全体の目的や社会実装との整合性が確保されているかを勘案し、都・公社が、個別に総合的な判断を行います。

Q22. 助成事業の管理に係る人件費は、助成対象になりますか？

助成対象となりえます。例えば、助成事業者の役員又は社員が、助成事業の遂行に直接必要な企画、推進、進捗管理、関係者調整、リスク対応、会議参加、報告書作成及び経費管理等の業務に実際に従事した場合は、当該従事時間に応じた人件費が助成対象となります。

遂行状況報告などで期ごとに確認を行いますので、日々の作業日報への記録など、これに係る対応の体制を整えて対応ください。

Q23. 利益等排除の対象外となるケースはありますか？

あります。

ただし、原則として、関係会社等(助成事業者と資本関係がある企業又は役員の派遣により実質的な支配権を有する企業等)との取引は、税務上適正な取引であっても、利益等排除の対象となります。

一方で、対象外となりうるケースとして、例えば、助成事業者の当該企業における議決権比率が 50%以下であり、会社法上の子会社に該当しないと考えられる場合があげられます。

※ただし、議決権比率が 50%以下であっても役員の過半を自社の役職員が占めている、重要な事業の方針決定を契約等により支配している等、客観的に経営の意思決定を支配していると認められる場合は、議決権の割合のみをもって利益等排除の対象外とならないことにご留意ください。

議決権が 50%を超える場合においては、当該企業が独自の機能・専門性を有し、代替が困難であり当該企業を選定する合理性が高いと認められるときは、利益等排除の要否を公社が判断します。また、価格の妥当性等を証明できる場合は、確認できる書類を提出いただきます。

独自の機能・専門性を有し、代替が困難である具体例として、以下のような事業のケースを想定しています。ただし、以下に示す事業例が必ずしも利益等排除の対象外になるとは限りません。申請時、採択時、検査時等に事務局に必ず確認を行ってください。

【コンソーシアム型①】

■事業イメージ：出資を伴う戦略的資本提携の下で、複数企業が技術、量産、供給体制を一体的に構築する事業や次世代商用車、水素・燃料電池関連技術、量産化投資等を伴うプロジェクト等、グループ企業及び出資関係のある企業が共同した事業体制の下で、複数企業が技術、開発、供給体制を分担する事業

■参画想定企業群：自動車完成車メーカー、完成車メーカーのグループであるサプライヤー企業、自動車完成車メーカーの出資先企業 等

■利益等排除の対象外になりうる例：物流 GX(商用車の水素化・電動化等)の事業において、上記のような企業群が有力な事業パートナー候補となり得るため、資本関係を有する関連会社又は共同出資先との取引が一律に利益等排除の対象となった場合、事業実態に即したプロジェクト形成を阻害し、かつ企業間で代替性の困難な取引が発生するケース

【コンソーシアム型②】

■事業イメージ：SPC を設立し、系統接続、変電設備、スマートグリッド、再エネ関連工事等を一体的に実施する事業やグループ会社が、設計・施工・運転保守等を担う重要なプレイヤーとして参画する事業

■参画想定企業群:電力事業者、商社、電力会社のグループである施設運用・保守・整備・マネジメント等を主たる事業とする企業、設備関連のインフラ企業、インフラ工事企業 等

■利益等排除の対象外になりうる例:電力や都市ガス・熱供給分野では、既設設備との整合、地域性、保安責任、施工実績等の観点から、代替先が限定される場合があり、資本関係を有する関連会社との取引が一律に利益等排除の対象となると、実務上、調達先の選択肢を狭め、工程遅延やコスト上昇を招く恐れがあり事業の経済合理性を阻害するケース

【垂直統合型】

■事業イメージ:100%子会社又は連結子会社であっても、各企業が形式的な調達先ではなく、独立した経営体制、設備、人員、品質保証体制、施工実績及び責任体制等を有し、プロジェクトを履行する事業

■参画想定企業群:化学メーカー、化学メーカーのグループである設計・製造・加工・設備保全等を行う100%子会社や連結子会社 等

■利益等排除の対象外になりうる例:半導体材料、化学プラント、精密加工部材等の分野では代替性が低い場合も多く、資本関係のみを理由として一律に利益排除の対象となることが、合理的な調達及び役割分担を阻害する恐れがあるケース

【バリューチェーン型】

■事業イメージ:子会社及び関連会社が数百社に及ぶ総合商社が、エネルギーの調達から供給、製品の加工・販売、グループ企業が需要家として消費までを一連で構築し、バリューチェーンを創出・運営する事業

■参画想定企業群:商社、資源開発を行う海外子会社、原料輸送を担う物流関連会社、加工を行う合併会社、電力小売・供給を行う関連会社、最終製品を消費するグループ内事業会社 等

■利益等排除の対象外になりうる例:個別の物品調達の集合体ではなく、事業全体をパッケージとして創出・運営する機能に価値がある事業においては、グループ内取引価格にリスクテイクや事業創出への無形の貢献となるリスクプレミアム等が含まれるケースがあり、資本関係のみで利益排除を適用すると、事業モデル全体が損なわれ、商社としての事業の本質的機能を阻害するケース

Q24. 関係会社等へ発注することを予定している場合、助成事業者はどの時点でどのような対応を行うべきでしょうか。

各時点で求められる対応は、以下の通りです。

■事業の申請時点

1. 【取引予定の明示】

申請書類(事業計画書等)において、関係会社等との取引を予定している旨とその概要(取引先、取引内容、想定額)を記載してください。

2. 【事業実施体制の図示】

助成事業全体の実施体制図を作成し、関係会社がプロジェクトの中でどのような役割と責任を担うのか、他の構成企業や協力企業との関係性を示してください。

3. 【選定理由の具体的説明】

なぜ選定する必要があるのか、その合理性を示す具体的な説明を付記してください(選定理由等)。Q13を参考に、技術的専門性、品質保証、保安上の要請、既存インフラとの連携、事業モデルの一体性等の観点も参考に記載してください。

■交付決定時点(採択候補として選定後、交付決定までの協議時点)

1. 【事務局との協議への誠実な対応】

事務局からの質疑に対し、詳細な説明を行ってください。申請時に提示した合理性・妥当性について、より具体的なデータや事例を用いて補強することが求められることがあります。

2. 【追加資料の提出】

事務局から要請があった場合、同時点で提示可能な妥当性を証明するための追加資料を提出いただきます。

3. 【交付申請計画への正式な反映】

協議で確定した取引内容、価格、役割分担等を、交付申請時点の事業計画書や経費内訳に反映していただきます。

■事業期間中

1. 【事業計画書に基づく取引の実施】

交付決定時に承認された内容(取引先、価格、仕様等)に基づき、発注等を行っていただきます。

2. 【変更発生時の事前相談】

やむを得ない事情で取引先、価格、仕様等を変更する必要がある場合は、必ず事後報告ではなく、事前に事務局に相談し、承諾を得てください。無断の変更は助成対象外となる可能性があります

3. 【取引記録の保管】

全ての取引について、見積書、契約書、発注書、仕様書、納品書、検収書、請求書、領収書等、一連の証憑類を整理し、検査時に提示できるよう適切に保管してください。

■検査時点

1. 【関連証憑類の一括提出】

検査の際に、保管してきた関連証憑類(契約書、請求書、支払証憑、成果物等)を、求められた形式で速やかに提出してください。関係会社間の取引において一般的な外部企業への受発注と異なる手続きの場合は、商慣習上や自社の規定等で認められている証憑を提示いただきます。

2. 【取引の合理性・妥当性の最終説明】

検査担当者に対し、なぜこの取引が必要であり、その価格が適正であったかを、提出した証憑類に基づいて説明いただきます。

3. 【成果物と業務実績の証明】

発注した業務によって得られた成果物を提示し、取引が資金循環ではなく、事業に不可欠な価値を生んだことを証明してください。

4. 【ヒアリングへの協力】

必要に応じて行われる現地調査や、発注先である関係会社の担当者へのヒアリング等にご協力ください。

4. 申請事業の審査について

Q25. 本事業のプロジェクト評価はどのような観点で行われますか？

本事業は「社会的投資」として、技術開発の成果はもちろんのこと、社会的便益や地域経済への波及、高度人材の育成や輩出等、多面的な観点から総合的に評価します。

具体的には、開発技術・サービスの社会的インパクト、地域産業の振興や雇用創出、税収増、知見の蓄積・波及等も重要な評価ポイントとなります。また、企業誘致やスタートアップ育成、大学・企業間連携による人材集積、成果の社会実装・オープン化など、幅広い社会的・経済的効果を重視しています。また、都においては、本事業の進捗に応じその内容を都議会等に報告する場合があります。このような場所での意見も参考に評価を行うなどの対応がある場合があります。

Q26. 「事業としての優位性」とは、自社技術の先進性や独創性を重点的にアピールすれば、高く評価されると考えてよいですか？

自社技術の先進性や独創性も評価に繋がりますが、それだけではなく、国内外の他の技術と比較したときに、どのような点に優位性又は相対的な位置づけがあるのかが、整理されていることを重視します。

一方で、技術そのものに優位性がある場合であっても、市場との適合性や事業としての成立性が十分でないことにより、社会実装に至っていないケースも少なくありません。こうした場合、そもそも市場との相性や事業構造に課題があることが想定されます。

その上で、「事業性」や「計画の実現性」が審査項目に定められているように、自社のみでは越えられない課題に対して、どのようなビジネスモデルが適切に選択されているのか、また、市場に適した形での実装を行うために自社技術のみでは不足する部分がある場合には、それを補完するための技術やパートナーの獲得が、事業の中にどのように組み込まれているのかといった点も重視します。

Q27. 現時点で収益性が低い又は赤字である事業や、市場がまだ立ち上がっていない分野でも評価されますか？

現時点で収益性が低い又は赤字である事業や、市場が十分に形成されていない分野であっても、社会的価値、技術的な有望性、将来的な成長可能性が認められる場合には、申請・採択の対象となり得ます。

本事業では、足元の収益性や市場の成熟度のみを評価軸とするのではなく、社会投資としての観点から、事業の意義や波及効果、将来的な社会実装の可能性を重視しています。

そのため、現時点で収益性が低い段階や未成熟市場にある取組であっても、事業化や社会実装に向けた合理的な仮説や道筋が整理されていること、課題やリスクを認識した上で、それに対する対応策や成長戦略が示されていることが重要です。こうした点が確認できる場合には、支援対象となり得ます。

Q28. 本事業ではいわゆる「死の谷」にある取組をどう位置付けていますか？

本事業では、技術開発や実証と、社会実装・事業化との間に存在する、いわゆる「死の谷」に位置する取組も重要な支援対象の一つとして捉えています。

技術的な有望性が確認されつつある一方で、事業化に向けた実績や市場が十分に形成されておらず、民間資金のみでは継続的な投資が行われにくい段階にある取組については、社会全体として見たときに、将来的な価値を有しているにもかかわらず、途中で停滞・断念されてしまうケースが少なくありません。

本事業は、こうした段階にある取組について、単に技術的な完成度のみを見るのではなく、社会実装に向けた道筋や仮説、事業として成立させるために乗り越えるべき課題がどのように整理されているかを重視するとともに、支援を通じて前進を後押しすることも目的のひとつとしています。

一方で、「死の谷」にあること自体を理由に、すべての取組を一律に支援するものではありません。しかしながら、助成期間や社会実装期間が定められていることもあり、この中で事業目的を達成することが可能であると判断されるものに限られます。

Q29. 事業化の確度や成功可能性は、どの程度求められますか？

本事業では、申請時点においても社会実装を見据えた助成事業であることを求めています。事業化の確度や成功可能性のみを一律に求めるものではありません。

技術開発や実証を経て社会実装に至る取組には、技術的・事業的な不確実性が伴うことを前提としており、本事業は、そうした不確実性を一定程度許容した上で、将来的な社会的価値の創出につながる取組を後押しすることを目的のひとつとしています。

そのため、本事業は、成功確率だけではなく、事業化に向けてどのような仮説を持ち、どのような課題を認識し、それらにどのように向き合おうとしているかといった点を重視します。

Q30. チーム体制の継続性や、知見の属人化はどのように評価されますか？

本事業では、事業成果の社会実装を見据え、事業体制の継続性や安定性が重要な評価ポイントとなります。

そのため、特定個人に知見や判断が集中している場合には、事業継続上のリスクとして確認することがあります。ただし、ディープレック系ベンチャー等において、創業者や技術リーダーの知見が事業の中核となること自体を一律に否定するものではありません。

審査においては、属人化リスクを認識した上で、知見共有、体制強化、人材確保等にどのように取り組む考えがあるかを重視します。

Q31. 助成終了後すぐに市場で自立的に成立する見込みが高くない事業でも、本事業で評価されることはありますか？

あり得ます。原則として、本事業では、事業終了時点において助成金等に依存せず、市場の中で価格競争力(プライスパリティ)が成立する状態を、社会実装の一つの目安としています。

一方で、社会的に不可欠な機能を担う取組については、必ずしも市場経済の中だけでは成立し得ない領域が存在することも認識しています。

事業者からの提案内容を踏まえ、都・公社が事業全体の目的や社会的便益との整合性を勘案し、総合的に判断しますので、詳細は個別にご相談ください。

Q32. 本事業では、サプライチェーンの自律性はどのように評価されますか？

本事業では、重要物資・技術のサプライチェーンの自律性について、単独の評価項目として切り出すのではなく、事業構造全体と、東京が得る社会的便益との関係の中で総合的に評価します。

具体的には、特定の国・地域や事業者への過度な依存が、社会や産業全体にとってどのようなリスクとなり得るかに加え、本事業の資金提供者である東京都が、当該事業から得る社会的便益の創出や持続性に対して、どのような影響やリスクが生じ得るかという観点を重視します。

そのため、本事業では、国内調達比率について一律の基準や数値目標を定めていません。

提案事業の性質や分野、技術特性によって、合理的な調達構造は大きく異なると考えているためです。

審査・評価の過程においては、調達構造や依存関係について当然に確認を行い、例えば次のような点を総合的に勘案します。

- ・ エネルギーや重要物資・技術について、特定の供給源に過度に依存しない構造となっているか
- ・ 有事や供給制約時においても、東京の産業活動や都市機能を含む社会基盤の維持に支障が生じにくい
- ・ 調達先の多元化や代替可能性、将来的な切替余地が合理的に整理されているか
- ・ 事業の成果や知見が、東京における社会実装や政策判断、将来的な制度設計に資する形で還元される構造となっているか

一方で、単に「国内調達比率が高い」「国産である」といった点のみをもって評価するものではありません。事業としての成立性や実装・運用の主体、東京にとっての価値や社会的便益が継続的に確保されるを含め、総合的に判断します。

また、助成期間中の助成事業の進捗なども踏まえ、交付決定時点の事業目的も加味して、対応を調整させていただく場合があります。

Q33. 申請事業企画書に記載した事業目標、達成指標は、採択されるまでの間に変更することは可能ですか？

可能ですが、変更意図については追加のご説明をいただきます。他方で、変更を希望される際には、事前に事務局にご相談ください。また、事業目標、達成指標の明確化等を目的に、申請から採択までの間に事業目標、達成指標について、協議させていただく場合がございます。

5. 事業運営段階(計画・体制変更等)について

Q34. 当初設定した達成指標は、途中で変更できますか？事業目標と達成指標、進捗管理はどのように連動させるべきですか？

本事業では、交付決定された時点での助成事業の目的や社会的便益の創出というゴールに沿う限り、事業計画の変更や手法の見直しを認めています。

助成期間中は、各期に達成すべき指標として達成指標を設定し、その達成がその期の助成金支払いの要件となります。達成指標は、事業目標(事業目標 1・2)や中間事業目標(ベースライン・チャレンジ)を達成するためのプロセス指標であり、目的達成に必要な見直しや変更は、本来むしろ歓迎されるべき事項です。事業の進展や外部環境の変化に応じて、より適切な達成指標を設定することが合理的な場合には、達成指標の設定を見直すことが認められています。

ただし、達成指標の達成だけを目的化し、手法や指標そのものが本来のゴール(事業目標や社会的便益の創出)から独立してしまうことは、本事業の趣旨に反します。

見直しや調整を行う際には、公社と協議し、事業目標・中間事業目標・達成指標が一貫して連動しているか、助成事業の目的や社会的便益の創出との整合が図られているかを整理・共有することが求められます。

本事業は、当初計画どおりに進めることのみを重視するものではなく、事業の進展や学びを踏まえ、より良い社会実装や成果の最大化につなげるための当初の計画以上の高い事業目標設定や計画の改善・アップデート、柔軟な運用を重視しています。

なお、合理的な理由に基づく計画変更や達成指標・中間事業目標の見直しを行ったこと自体をもって、不利な評価を受けることはありません。

Q35. 共同企業体に参加している企業の経営状況の悪化や事業の方針転換により、予定していた技術やサービスを当該企業からは受領できないが、他の構成企業または新たな構成企業の追加により共同事業体に当該技術やサービスが取得される場合、助成事業の構成要件を継続しているという判断になりますか？

助成事業で開発している中核技術やノウハウを散逸させ、当初の事業目標を達成することができない、もしくは構成企業の変更が、事業の方向性や実現可能性に大きく影響しうる場合は認められません。

ただし、長期に亘るプロジェクト期間の中で、一部の構成企業に経営上の理由から事業継続が困難となる事象が生じたり、M&A や事業譲渡等が行われるようなケースも想定されます。

やむを得ない状況下において、例えば共同企業体内の別企業が当該企業の事業や技術等を引き継いで助成事業を継続するなど、当初の事業目標の達成及び成果の最大化に資すると合理的に判断できる場合には、公社及び都と協議を行った上で、助成の継続を認めることがあります。

Q36. 申請時に計上した経費の内容や調達先は、事業期間中も当初計画どおりでなければなりません。また、調達額が当初見込みを下回った場合、予算の流用や減額は可能ですか？

経費の変更に関するご相談は、自己判断せず、まずは事務局にご相談ください。申請時に計上した経費の内容、仕様、調達先及び金額について、事業期間中に一切の変更を認めないものではありません。

例えば、開発のための実証に、400 の部材の購入を予定していたが、より効率的な部材が開発されたため、200 の部材で対応が可能となった というような目的の達成に影響を与えず対応ができる場合は、公社への報告のみで柔軟な変更は問題ありません。

変更金額や内容等によって、必要な手続きが変わりますので、交付要綱の第15条を参照の上、対応について事務局にご確認ください。

Q37. 当初想定していた用途や市場が、事業期間中に変わった場合、どのように評価されますか？

開発の過程で当初想定していなかった用途や市場が見つかること自体は珍しくなく、本事業でもその変化のみを直ちに否定的に評価しません。重要な点は、変更後の用途・市場が助成事業の目的、すなわち想定していた社会的課題の解決や政策目的と整合しているかどうかです。

整合性があり、当初の課題解決と連続性のある社会的便益が認められる場合は、経緯や違い、便益の内容等を整理したうえで、計画変更などにより事業継続が認められることがあります。

一方で、助成事業の目的と実質的に異なる方向への転換と判断される場合は、目的変更として、事業計画、助成対象範囲、助成金の取扱い等を個別に見直します。

いずれの場合も、早い段階で公社に共有・協議し、社会的便益との関係を説明することが重要です。速やかに事務局まで相談ください。

Q38. 事業期間中又は終了後に、事業の中核となる技術等の提供を受ける海外企業との契約条件が変更された場合はどうなりますか？

本事業では、事業期間中又は終了後に、海外企業との契約条件が変更されること自体を、一律に否定するものではありません。

技術開発や実証、社会実装を進める過程においては、事業の進展や外部環境の変化を踏まえ、契約内容の見直しや再整理が必要となる場合があることは、実務上も想定されます。

一方で、本事業においては、契約条件の変更によって、当初想定していた事業の主体性や継続性、日本側における事業運営・意思決定の位置づけ、又は、知見や成果の蓄積のあり方が実質的に損なわれることがないかという点を重視します。

例えば、契約条件の変更により、日本側の裁量や役割が大きく縮小する場合や、事業の中核となる技術や成果の管理・利用について、日本側が十分に関与できなくなるような構造となる場合には、事業の前提条件が変化したものとして、その影響を確認・整理することがあります。

そのため、事業期間中又は終了後に、事業の中核に関わる契約条件の変更が生じる場合には、当該変更の内容や背景、事業への影響について、公社と共有・協議を行うことが求められます。

なお、契約条件の変更によって、当初想定していた採択の前提となる条件が実質的に失われたと判断される場合には、当該変更の内容や事業への影響を踏まえ、交付要綱に基づき、助成の継続の可否や必要な対応について整理が行われることがあります。

Q39. 助成事業の過程で新たに見つけた関連知財についても、保護することはできますか？

本事業では、技術開発や実証の過程において、当初想定していなかった新たな技術的知見や発見が得られることがあることを前提としています。

こうした知見について、その時点では助成事業の成果として具体的な活用方法や事業化の見通しが明確でない場合であっても、助成事業の実施過程において合理的に生じたものであると認められるときは、当該知見を保護するための知的財産権の出願を行うことを妨げるものではありません。

助成事業の成果や関連知財の取扱いについては、事業者からの提案内容を踏まえ、当該知財がどのような形で社会実装や事業化に寄与し得るのか、また本事業の目的や社会的便益との整合性が確保されているかを勘案し、都・公社が、個別に総合的な判断を行います。

Q40. 経費の追加や増額が認められないケースや減額になるケースはありますか？

事業者の計画立案又はプロジェクト管理の不十分さに起因する助成対象経費の増加については対象とはなりません。例えば、以下の場合については、公社は個別の状況を確認するとともに、都と協議の上、経費の増額を認めない、又は合理的な範囲に助成対象経費を減額する場合があります。

- ・通常の事業計画編成において一般的に行われるべき調査や確認の不備に基づく場合
- ・事業者の責に起因して当初予定されていた優位な契約が破棄された場合
- ・事業者の都合で事業規模を縮小する場合
- ・事業目標は達成できると見込まれるものの、効率の悪い設備に変更する場合 等

Q41. 採択後に新たな構成企業や協力企業を追加することは可能ですか？

本事業では、採択後に新たな構成企業や協力企業を追加することが可能です。

特に、新たな技術の普及や制度の標準化(デファクトスタンダード化を含む。)を目指すようなプロジェクトや、市場が未成熟な分野で社会実装を進めるプロジェクトの場合には、プロジェクトへの参加者が増えること自体がゴール達成に向けて有効であるケースも多くあります。

このような場合、コアとなる旗振り役(代表企業や主要な構成企業)が変わらないことを前提に、構成企業、協力企業やその他のパートナーを段階的に増やしていくことは、むしろ現実的かつ歓迎される進め方です。追加や体制変更を行う場合には、公社と協議し、事業の目的や社会的便益の創出との整合を図る観点から、追加の理由や役割、事業への影響について整理・共有することが求められます。

Q42. 採択後に M&A や出資等により、事業の実施主体が変わった場合はどうなりますか？

採択後に、M&A や出資、事業譲渡等により、事業の実施主体や資本構成、意思決定構造が変わること自体を、直ちに否定するものではありません。

一方で、本事業では、「どの主体が本事業を実施するのか」という点を、社会的な投資という観点から、審査・採択における重要な判断要素の一つとしています。そのため、採択後に実施主体や支配構造に重要な変更が生じる場合には、事前に公社へ相談・共有いただくことを求めています。

こうした確認は、変更を一律に制限するためのものではなく、当初想定していた事業の自律性や技術上の優位性、社会に対して提供される便益のあり方が、引き続き適切に確保されているかを確認するためのものです。

先に述べたように、本事業では、助成事業の実施主体や企業構成そのものにも着目して採択を行っており、仮に、当初から当該変更後の主体が事業の実施主体であった場合には採択に至らなかったという場合については、助成の打ち切りとなるケースもあり得ます。

以上のように、採択後の M&A や実施主体の変更については、事業構造の変化として慎重に位置づけ、本事業の目的や社会的便益の創出との整合を図る観点から、必要に応じた調整を行うことがあります。

Q43. 事業期間中に構成企業が離脱することは可能ですか？

事業の核となる企業が抜ける場合等、事業の方向性や実現可能性に大きく影響すると判断される場合は、交付決定の取り消しとなる可能性があります。

本事業は、体制や役割分担の柔軟な見直しを認めつつも、各段階での責任の所在や意思決定の仕組みが明確であること、事業の目的や社会的便益の創出に向けて体制が適切に機能することを重視しています。

Q44. 事業期間中または導入後に、主要な調達先として想定していた主要なメーカー等が倒産・事業停止した場合、助成事業はどのように扱われますか？

本事業では、助成期間中または助成期間後に、主要な機器・設備メーカー、ソフトウェア提供者、運行管理事業者等が倒産や事業停止に至る可能性があることも、現実的なリスクとして想定しています。

こうした事象が発生した場合であっても、そのみを理由として直ちに助成事業の取消しや助成金の返還を求めるものではありません。

重要なことは、利用者や運行の安全が確保されているか、代替措置等により事業目的の達成が引き続き見込めるかといった点です。技術開発や社会実装の現場では、主要な提供者の倒産・事業停止は想定外ではなく、リスク管理の一部として対応が進められています。

例えば、代替となるメーカー、システム、運用体制の選定、データ移行・事業計画の見直し等、現場でのリスク管理や体制再構築が重要な対応となります。事象の内容や影響を整理したうえで、個別の判断となりますので、かかる事態が生じた場合には、事業者には、速やかに事象の内容や影響を整理し、代替体制や事業継続方針について公社と協議いただくことを求めています。

Q45. 事業期間中または導入後に、安全上の問題や重大な不具合が判明した場合、助成事業はどのように扱われますか？

本事業では、助成事業の進捗やスケジュールにかかわらず、利用者や関係者の安全確保を最優先事項としています。技術開発や社会実装の現場では、安全問題や重大な不具合は高い確率で発生し得るものと認識されており、「止める判断」はむしろ責任ある対応とされています。

安全上の問題や重大な不具合が判明した場合には、必要に応じて運行停止や使用停止、是正措置を講じることが前提となります。これらの対応を行ったこと自体をもって、直ちに不利な評価を行うものではありません。問題発生後の対応の適切性と、事業目的に対する合理的な回復可能性を重視します。

是正措置や代替手段により事業目的の達成が見込める場合には、計画変更等を通じて事業継続を検討します。安全確保を軽視した対応や、必要な報告・是正を怠った場合には、助成事業上の評価に影響することがあります。

Q46. 試作の失敗や設計変更は、どのように評価されますか？

本事業では、試作の失敗や設計変更は、それ自体で直ちに否定的に評価されるものではありません。一方で、本事業の目的や社会的便益との整合性が確保されているかを勘案し、都・公社が、総合的に判断を行いますので、まずは事務局にご相談ください。

重視されるのは、当初の仮説や設計に合理性があったか、試作・検証結果を踏まえた原因分析と改善が適切に行われているか、得られた知見や学びが次の設計や判断に活かされているか、失敗や設計変更の記録・説明責任が果たされているか、そして事業目的や社会実装の方向性との整合性が保たれているか、以降の助成事業の目的に前向きに反映されているか、という点です。

Q47. 当初の計画よりも期をまたいで前倒しで実施を進めることは認められますか？

申請事業企画書、もしくは、様式第1-3号(経費明細)で記載された計画よりも、実施内容の一部について期をまたいで前倒しで実施いただくことは、助成期間終了後の事業目標が変わらないという前提において問題ございません。実務上は、交付要綱第15条の2の軽微な変更のうち、事前の届出を提出いただいたうえで、進めてください。

6. 事業運営段階(事業の撤退、中止)について

Q48. 合理的な理由により事業期間中に撤退・中止する場合、獲得した知財・成果の扱いはどうなりますか？

合理的な理由により事業期間中に撤退・中止する場合でも、本事業で得られた知財・成果は、可能な限り社会に還元するよう努めてください。

そのため、撤退・中止時には、本事業により得られた知財・成果の活用計画(売却、無償譲渡、オープンライセンス化、自社保有[ホールド]等)を提出いただき、公社と協議のうえ、社会的便益や制度目的への適合性を踏まえて取扱いを決定します。

なお、売却・譲渡・無償提供等は契約成立前に公社への報告と事前承諾が必要であり、無断で第三者へ処分した場合は、交付決定が取り消され、助成金の全額返還等の対象となる場合があります。

また、既存知財を基礎として本事業の実施により生じた改良発明、派生ノウハウその他の追加的成果については、既存知財との関係を整理した上で、社会還元策を公社と協議することがあります。

撤退後に本事業で得たノウハウ等をもとに新たに権利化する場合も、公社への報告義務と社会還元努力義務が生じます。

7. 事業運営段階(その他)について

Q49. 公社(東京都)は、事業のどこまでに関与しますか？

公社(東京都)は、助成事業の実施に伴う社会的便益の創出の最大化を重視しています。

事業者の自主性・創意工夫を尊重し、事業の具体的な運営や意思決定は事業者に委ねます。

一方で、制度運用上の透明性・公平性の確保や社会還元、助成金管理の観点から、必要な場合には事業に関与します。公社(東京都)の主な関与範囲は、以下の通りです：

- 事業者にて設定した各種目標や指標から逆算した進捗に係る助言
- 成果の活用や第三者利用の検討(事業者による活用が困難となった場合の対応含む)
- 公金投入の適正管理・制度目的との整合性の確保
- 実施要綱や交付要綱に照らした内容・進捗の確認

本事業では、プロジェクトマネジメント体制や進捗・成果管理、出口戦略を重視し、社会的価値創出や政策目標達成を目的とした関与を行います。

8. 取得財産の管理について

Q50. 本事業において、知的財産の取り扱いはどうに考えられていますか？

本事業では、技術開発や実証を通じて得られた成果について、まずは事業者自身が主体的に活用し、社会実装や事業の継続につなげていくことを基本的な考え方としています。

一方で、一律に事業者による囲い込みを求めるものでもなく、技術や成果の普及を早めることによる社会的インパクトの拡大が見込まれる場合等によりオープン化・第三者利用を選択した際には、その社会的意義を評価いたします。

なお、事業者自身による成果の活用が困難となった場合でも、第三者への移転や公開が自動的に行われるものではありませんが、公的資金により生み出された成果の死蔵化を避ける観点から、事業内容や成果の性質に応じて、ライセンス付与、譲渡、共同活用、非独占的利用、限定的な公開等を含む活用方法について、事業者と協議の上で検討することがあります。

知財等の扱いにおける関係法令や既存契約との関係については、事業者の責任において適切に対応する必要があります。

Q51. 海外技術を活用する場合、知的財産や契約面ではどのような点が重視されますか？

本事業では、海外技術を活用する場合であっても、当該技術に関する知的財産の帰属や契約条件を一律の形で求めるものではありません。

一方で、本事業においては、海外技術を単に一時的に利用する取組や、事業の中核となる価値や意思決定が恒常的に日本国外に置かれたままとなるような構造ではなく、日本側において、事業としての継続性や主体性がどのように確保されるのかという点を重視します。

具体的には、

- ・ 日本側が、事業運営や意思決定においてどの範囲まで責任と裁量を有するのか
- ・ 国内での実証、改良、システム統合等を通じて、東京市場・日本市場への適合や、日本側への知見・ノウハウの蓄積が図られるのか
- ・ 当該技術を他者が保有している場合を含め、契約期間終了後も事業を継続・発展させるための選択肢や独自性がどのように確保されているのか

当該事業を通じて創出される価値や便益が、日本・東京における事業活動や社会実装を通じて継続的に活用・還元される構造となっているのかといった観点を重視し、総合的に判断します。

なお、知的財産の帰属や実施権の設定についても、形式的に日本側に権利が残るかどうかのみではなく、日本側に事業の中核となる機能や価値が蓄積し、継続的な事業展開や社会実装につながる構造となっているかを重視します。

Q52. 助成事業の成果として取得した特許等の知的財産は、誰に帰属しますか？

助成事業により生じた特許等の知的財産は、関係法令、職務発明規程及び関係者間の契約等に基づき、原則として当該権利を取得する構成企業に帰属します。

Q53. 助成事業で開発した技術等について、必ず特許等を取得する必要がありますか？

助成事業の実施により獲得した知的財産について、特許等を取得することを一律に義務付けるものではありません。知的財産の取扱い、事業内容や事業戦略に応じてご検討ください。

Q54. 助成事業を通じて獲得した知的財産について、外国出願はどのような場合に助成対象となりますか？

本事業は、技術開発そのものにとどまらず、その成果の社会実装及び事業化につなげることを重視しています。対象領域によっては、国内市場に限らず海外展開も含めて事業を構築することが、成果の普及や事業の継続性の確保に資する場合があります。

このため、助成事業の成果を適切に保護するとともに、事業化や社会実装、更なる事業拡大や投資誘引等につなげる観点から、外国出願についても、事業化又は社会実装に必要と認められる範囲で、助成対象となることがあります。

ただし、外国出願を一律又は無制限に助成対象とするものではなく、例えば次のような点を踏まえ、個別に妥当性を確認します。

- ・ 助成事業の実施過程で合理的に生じた成果であること
- ・ 事業化又は社会実装との合理的な関係が説明できること
- ・ 出願国や出願範囲が事業計画に照らして合理性があること

Q55. 原則、目的外使用は認められていないと理解していますが、認められる場合はあるでしょうか？

本事業では、社会的便益の最大化や設備の有効活用の観点から、無用な遊休化を避け、一定の条件のもとで目的外使用を認める場合があります。

まず、目的外で使用する時点を基準として整理する必要がある、目的外使用の内容や稼働計画等を公社にご提出ください。

- ・ 助成期間中に行われた目的外使用については、助成事業に使用した割合に応じて助成対象経費を按分し、必要に応じて交付決定額の減額又は返還を求めます（例えば当該設備に関し、設計や開発に係る経費を助成金で対応していた場合は、これに係る経費についても、同等の対応となります。）。
- ・ 報告期間中に目的外使用が発覚した場合も、当該使用が助成期間中に行われていたものか、助成期間終了後に行われたものかを確認します。その上で、助成期間終了後の目的外使用については、軽微又は一時的であり、助成事業又は社会実装計画の遂行に支障を及ぼさない場合には、返還を求めるものではありません。一方で、目的外使用が継続的又は定常的であり、助成事業又は社会実装計画の遂行に支障を及ぼすと認められる場合には、当該使用を認めない、または、必要に応じて是正や返還等の対応を求めます。

なお、助成期間にかかわらず、災害対応、法令上や行政上の要請、公衆の安全確保、その他公益上の必要性等、外部要因によりやむを得ず行われる使用については、その必要性、相当性、期間及び範囲を踏まえ、個別に判断します。

Q56. 助成で開発・導入した設備や製品が、当初想定した用途以外の市場や用途で先行的に利用される場合、どのような取扱いになりますか？また、その場合の収益納付はどうなりますか？

本事業では、助成により開発・導入した設備や製品について、社会的便益の最大化や設備・技術の有効活用の観点から、無用な遊休化を避け、一定の条件の下で当初想定以外の用途での利用(目的外利用)を認める場合があります。

例えば、特定用途向けに開発した製品・技術が先に他用途・他市場で利用される場合や、本来の社会実装に先立って、別分野で試験導入・販売される場合などです。

このような場合であっても、当該利用が助成の主目的に直結しないことのみをもって一律に制限するものではなく、その利用が製品・技術の普及、コスト低減、将来的な本来用途での社会実装の促進等につながる合理的に認められる場合には、個別に判断します。

なお、助成で取得した設備・技術を、助成目的以外の用途で利用し、収益が発生した場合は、その収益も収益納付の対象となります。

9. 収益納付について

Q57. 収益納付に係る処理について、収益納付の免除に相当する助成事業に係る追加的支出とはどのようなものが該当しますか？

助成事業の成果を活用した事業における、原材料等の調達、設備投資や人件費等が該当します。一方で、使途または使用量が、助成事業の成果を活用した事業に対するものであることを特定できない事務的経費や一般的な設備投資等は該当しません。

上記は追加的支出の一例のため、他事業との兼用がある場合や、仕入等の助成事業関連コストの具体的な該当可否は個別事業に応じて協議のうえで判断します。

Q58. 収益納付に係る処理について、全体の営業利益や全体の売上高とは何を指していますか？

原則として、「全体の営業利益」及び「全体の売上高」の「全体」は、助成事業の成果を活用した事業を実施する企業全体での営業利益や売上高を指します。助成事業の成果を活用した事業を実施する企業が複数存在する場合は、すべてが対象となります。

ただし、「全体」の範囲は協議の上決定いたします。

10. 報告期間の対応について

Q59. 助成期間終了後の事業の進捗報告は実施しますか。また継続した事務局からの支援は受けられますか？

本事業は、助成期間のみならず、報告期間を含めた社会実装計画期間を含めた社会への還元の最大化を求めています。よって、報告期間における進捗報告は必須となります。

事業者には、助成期間終了時に、助成期間の報告書とあわせて、続く5年間の事業計画書等を提出いただきます。

また報告期間についても、提出いただいた事業計画を元に、事業の成長を後押しするための討議や支援を実施するための「定例面談」を、3カ月に1回程度の頻度で実施します。

本事業において、助成期間終了はゴールではなく、社会実装に向けた新たなスタートだと考えています。面談の機会を、ぜひ積極的にご活用ください

Q60. 社会実装計画期間の事業終了時点で社会実装に至らなかった場合、どのような評価が行われますか？

本事業では、社会実装計画期間の終了時点で「実証止まり」や「社会実装未達」となった場合でも、そのことのみをもって、事業全体を否定的に評価するものではありません。失敗要因を含めて得られた知見の整理や、それまでに獲得した成果の社会還元への努力が重要な評価対象となります。

以下の点が評価対象となります：

- ・実証活動を通じて得られた技術的・運用的知見の整理・報告
- ・失敗要因や課題の分析、今後の社会実装に向けた提言

・得られた成果や知見の社会への還元(例:公開報告書、オープンライセンス化、第三者への技術移転等)

・事業終了後も社会実装に向けた取り組みを継続する意思や計画の提示

公社は、必要に応じて、得られた知見の公開や第三者への技術移転等、社会還元の具体策について、事業者と協議を行います。本事業に参加する事業者におかれましては、助成事業を通じて得られた成果について、継続的かつ積極的な社会還元を求めます。

11. その他留意事項について

Q61. 社会的な投資という観点から、留意すべき事項は何ですか？

本事業は、エネルギーという社会的に重要な領域を扱う事業です。

また、本事業では、個々の助成事業を、将来的に社会により大きな便益をもたらすための「社会的な投資」として位置づけています。

そのような位置づけを踏まえ、本事業では事業の自律性や技術上の優位性が確保されているか、さらに、今日の相互依存的な産業構造の中であって、得られる成果が社会にとって不可欠な要素となり得るかといった視点を、申請の時点から重要な判断要素として位置づけています。

こうした視点は、採択後に助成事業を進める過程においても、一貫して重視されます。

そのため、事業の進展や外部環境の変化に伴い、事業の位置づけや社会的役割、実施主体、意思決定構造、技術・情報の管理体制といった事業の根幹に関わる事項に重要な変化が生じた、又は生じ得る場合には、速やかに事業者から公社へその内容を申告してください。

なお、特に確認や整理が必要となり得る場面例は以下となります。

- 当初は限定的な実証や検証を目的としていた技術やシステムが、社会インフラや基幹的なサービスと結びつくことが想定されるなど、事業の位置づけや役割が大きく変化した場合
- 事業の進展に伴い、新たなパートナーの参画や役割分担の変更など、共同企業体の構成や事業体制に見直しが生じた場合
- 出資の受入れや再編等により、事業の意思決定に関与する主体や、技術・成果の管理に影響を及ぼす可能性のある資本関係や支配的な構造に変化が生じた場合

これらはいずれも、事業を制約することを目的とするものではなく、社会に対してより大きな便益を提供し得るものであるかという観点から、当初想定していた事業構造が、その発展段階や社会的な役割に照らして適切であり続けているかを、関係者間で確認・共有し、必要に応じて調整を行うためのプロセスとして位置づけられています。